生活総合保険

普通保険約款•特約集



もくじ

生活総合保険普通保険約款

		章名	
第1章	用語の定義条項		P.03
第2章	基本条項		P.04
第3章	補償条項		P.13

特約

この契約に適用される特約は、下記に掲げたもののうち保険証券に記載されたものが適用されます。なお、一部の特約においては保険証券上で略称表示をしている場合がございます。

番号	特約名	
1	傷害死亡保険金支払特約	P.14
2	傷害後遺障害保険金支払特約	P.20
3	傷害入院保険金支払特約	P.31
4	傷害通院保険金支払特約	P.36
5	傷害手術保険金支払特約(公的医療保険準拠型)	P.43
6	傷害医療費用補償特約	P.48
7	個人賠償責任補償特約	P.55
8	葬祭費用補償特約	P.67
9	携行品損害補償特約(再調達価額補償型)	P.73
10	弁護士費用補償特約	P.81
11	ストーカー行為等被害費用補償特約	P.89
12	地震•噴火•津波危険補償特約	P.96
13	熱中症危険に関する特約	P.97
14	細菌性食中毒等に関する特約	P.98
15	交通事故傷害危険のみ補償特約	P.99
16	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院 支払特約	R険金」 P.103
17	公共交通乗用具搭乗時等における増額支払特約	P.116
18	保険料分割払特約(一般団体)	P.120
19	保険料分割払特約(一般)	P.124
20	被保険者の範囲変更に関する特約	P.129
21	保険契約の自動継続に関する特約(分割払契約用)	P.134
22	保険契約の自動継続に関する特約(年払契約用)	P.137
23	通信販売に関する特約	P.140
24	訴訟の提起に関する特約	P.148
25	保険証券等の発行に関する特約	P.149
26	電子情報処理機器による契約に関する特約	P.150
27	共同保険に関する特約	P.153
28	保険料クレジットカード払特約	P.154

生活総合保険 普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条(用語の定義)

(1)この保険契約に適用される普通保険約款(これに付帯された特約を含みます。以下「普通保険約款等」といいます。)において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に適用される特約に別の規定がある場合を除きます。

保険契約に適用される特約に別の規定がある場合を除きます。			
用語	定義		
既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から、保険契約の条件 を変更した日、保険契約が解除された日、または保険契 約が失効した日までの期間をいいます。		
危険	損害等の発生の可能性をいいます。		
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。		
失効	この保険契約の全部または一部の効力を、この保険契約に適用される普通保険約款等に定める時以降失うことをいいます。		
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいい ます。		
損害等	普通保険約款等の規定により、当会社が保険金を支払 うべき傷害、疾病、損害、損失または費用等をいいます。		
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同 じである他の保険契約または共済契約をいいます。		
中途更改	この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受 に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契 約を解除した日を保険期間の初日として当会社と保険 契約を締結することをいいます。		
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係(注)と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。 ただし、婚姻の届出をしている者がいる場合は、婚姻の届出をしている者とします。 (注)社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいいます。		
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。		
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。		
保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する 保険金をいいます。		
保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故 として規定する事由をいいます。		
未経過期間	この保険契約の条件を変更した日または保険契約が解除された日から、この保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。		
無効	この保険契約の全部の効力を、保険期間の初日にさか		

(2)この保険契約に適用される普通保険約款等における法令は、それぞれ次のとおりとします。

のぼって失うことをいいます。

法令(公布年/法令番号)	
災害救助法(昭和22年法律第118号)	
弁護士法(昭和24年法律第205号)	

第2章 基本条項

第2条(保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

①開始時間	保険期間の初日の午後4時(注)に始まります。 (注)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合 はその時刻とします。
②終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第3条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、 告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなり ません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告 げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険 契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除 することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から2年を経過した場合
 - (注)当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実 を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしく は事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4)(2)の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した損害等については適用しません。

第4条(保険契約者の住所変更)

- (1)保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2)保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、 当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったと きは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、 通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到 達したものとみなします。ただし、保険契約の取消しまたは解除 を通知する場合には、この規定は適用しません。

第5条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第6条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第7条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または 強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保 険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消 すことができます。

第8条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険 契約を解除することができます。

第9条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険 契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除す ることができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目 的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を 供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する 状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険 契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を 解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。 (注)その被保険者に係る部分に限ります。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故(注1)の生じた後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故(注1)に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (注1)(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。
 - (注2)(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第10条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1)被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
 - ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)① または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③ アからオまでのいずれかに該当する場合
 - ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の 事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて 同意した事情に著しい変更があった場合

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(2)保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(3)(1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(4)(3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会 社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知す るものとします。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第11条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条(保険料の返還または追加保険料の請求-告知 義務等の場合)

(1)当会社は、第3条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と 異なる場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもっ て保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行っ た場合には、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険 料を請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満 たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険 契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等にお いて、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追 加保険料を請求することがあります。

返還または追加保険料の算式
次の算式により算出した額を返還または請求します。 返還または追加保険料の額=変更前の保険料-変更後 の保険料
ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 追加保険料の額 = 未経過期間における月数(注) (保険料 / 変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 返還保険料の額 = 既経過期間における月数(注) (注)1か月に満たない期間は1か月とします。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①の規定による追加保険料の支払 を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもっ て、この保険契約を解除することができます。
 - (注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)(1)①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)(1)②の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款等に従い、保険金を支払います。

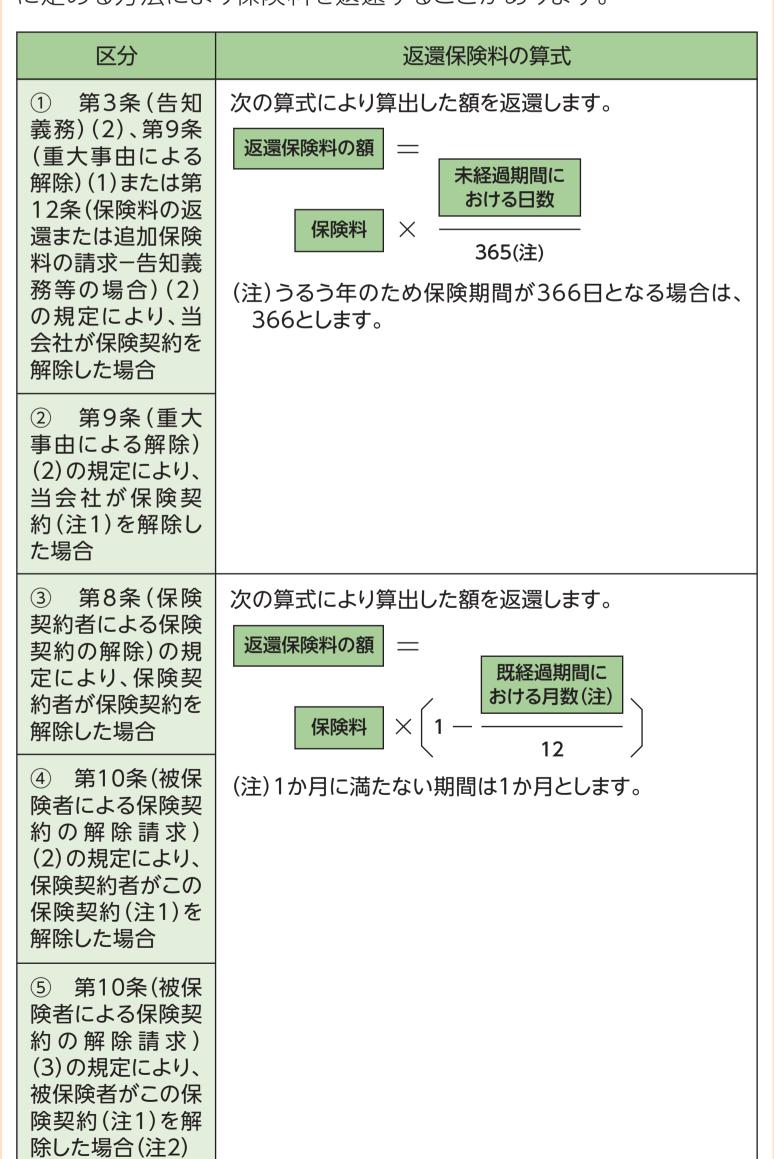
第13条(保険料の返還-無効、失効または取消しの場合)

保険契約の無効、失効または取消しの場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	返還保険料の算式
① 第5条(保険 契約の無効)の規 定により保険契約 が無効となる場合 または第7条(保険 契約の取消し)の 規定により当会社 が保険契約を取り 消した場合	保険料は返還しません。
② 保険契約が 失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 返還保険料の額

第14条(保険料の返還-解除の場合)

保険契約の解除の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。



(注1)その被保険者に係る部分に限ります。 (注2)返還保険料は保険契約者に返還します。

第15条(事故発生時の義務等)

- (1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険 事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを 知った場合は、この保険契約に付帯された特約において規定す る事故発生時の義務等を履行しなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1) の義務等に違反した場合、またはその義務等における通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求 する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金 の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりま せん。
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保 険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次 に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を 当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代 理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
 - (注1)第1条(用語の定義)における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
 - (注2)第1条(用語の定義)における「親族」の定義にかかわらず、 法律上の親族に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、保険事故の内容、または損害等の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条(保険金の支払時期)

- (1)当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、 保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害等発生の有無お よび被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害等の程度、保険事故と損害等との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保 険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に 該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、 損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債 権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支 払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および (3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180⊟
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90⊟
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120⊟
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から ⑤までの事項の確認のための調査	60⊟
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うため の代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180⊟

- (注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3)弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、 被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその 確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これによ り確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入 しないものとします。
 - (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保 険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意 した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行 うものとします。

第18条(時効)

保険金請求権は、第16条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、その保険金を規定する特約に別の定めがない限り、被保険者またはその法定相続人がその損害等について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第20条(保険契約者の変更)

- (1)保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保 険契約に適用される普通保険約款等に関する権利および義務を 第三者に移転させることができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面を もってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなり ません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款等に関する権利および義務が移転するものとします。

第21条(保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款等に関する義務を負うものとします。

第22条(契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会(注)に登録します。
 - ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
 - ⑦ 被保険者同意の有無
 - (注)一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (2)各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
 - (注)一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (3)各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4)協会(注)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (注)一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (5)保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(注)に照会することができます。

12

(注)一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第23条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第24条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第25条(準拠法)

この普通保険約款等に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第3章 補償条項

第26条(保険金を支払う場合)

当会社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定に従い、保険金を支払います。

第27条(保険金を支払わない場合)

当会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約の規定によります。

傷害死亡保険金 支払特約

第1条(用語の定義)

(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車(注)または原動機付自転車をいいます。 (注)クレーン車等の工作用自動車その他これらに類す る自動車を含みます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモー ビルその他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
保険金額	保険証券記載の傷害死亡保険金額をいいます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいい ます。

(2)この特約における法令は、次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)

道路交通法(昭和35年法律第105号)

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金額の全額(注)を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
 - (注)この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約が付帯されている場合において、既に支払った傷害後遺障害保険金があるときは、保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
- (2)第12条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により 被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その 者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により 傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3)第12条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が 2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により傷害死亡保 険金を死亡保険金受取人に支払います。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の傷害死亡保険金を受け取るべき者 (注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡 保険金の一部の受取人である場合には、傷害死亡保険金を 支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア.法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条 (酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害死亡保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害死亡保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱 その他これらに類似の事変または暴動(注4)
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ① 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ② 9から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ③ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2)傷害死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3)運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
 - (注4)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または 一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大 な事態と認められる状態をいいます。
 - (注5)使用済燃料を含みます。
 - (注6)原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、被保険者の入浴中の溺水(注)に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水(注)に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害死亡保険金を支払います。
 - (注)水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (3) 当会社は、被保険者の職業が別表1に掲げるもののいずれかに 該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間 に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害死亡保険金を 支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害死亡保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、 競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。た だし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる 方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害 死亡保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条(死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が傷害によって死亡したものと推定します。

第6条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条(保険契約の無効)

保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、死亡保 険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかった ときには、保険契約は無効とします。

(注)被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第8条(保険料の返還-無効の場合)

前条の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料の全額を 返還します。

第9条(事故発生時の義務等)

- (1)被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または 傷害死亡保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日から その日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の 程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、 当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保 険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに 応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第10条(保険金の請求)

- (1)この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第11条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の 要求)

- (1)当会社は、第9条(事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第2章基本条項第16条(保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 - (注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2)収入の喪失を含みません。

第12条(死亡保険金受取人の変更)

- (1)保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2)保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、 死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3)(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4)(3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。
- (5)保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6)(5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。
- (7)(2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法 定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなけれ ばその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、 その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を 死亡保険金受取人とします。
- (注)法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者 については、順次の法定相続人とします。

第13条(死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第3条(保険金を支払わない場合-その1) (3)の危険な職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1)動物園の飼育係を含みます。

(注2)レフリーを含みます。

別表2 第4条(保険金を支払わない場合-その2) ①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する もの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をい い、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2)グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト 機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいい ます。)を除きます。

別表3 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 当会社の定める傷害状況報告書
- 4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 5. 死亡診断書または死体検案書
- 6. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の 法定相続人)の印鑑証明書
- 7. 被保険者の戸籍謄本
- 8. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人を定めなかった場合)
- 9. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(傷害死亡保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 10.その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- めたもの 注 傷害死亡保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会

19

社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害後遺障害保険金 支払特約

第1条(用語の定義)

(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保 険者の身体に残された症状が将来においても回復でき ない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部 の欠損をいいます。
自動車等	自動車(注)または原動機付自転車をいいます。 (注)クレーン車等の工作用自動車その他これらに類す る自動車を含みます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモー ビルその他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
保険金額	保険証券記載の傷害後遺障害保険金額をいいます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいい ます。

(2)この特約における法令は、次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)

道路交通法(昭和35年法律第105号)

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。

X

傷害後遺障害 保険金の額

二 保険金額

別表1に掲げる各等級の後遺障害 に対する保険金支払割合

- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が保険事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、保険事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一保険事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後 遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級 の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級 に対する保険金支払割合
- (5)既に後遺障害のある被保険者が傷害を受けたことによって、 同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金 額に、次の割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払 います。

適用する割合

別表1に掲げる加重後の 後遺障害に該当する等級に 対する保険金支払割合

既にあった後遺障害に 該当する等級に 対する保険金支払割合

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の傷害後遺障害保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア.法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、 外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社 が傷害後遺障害保険金を支払うべき傷害の治療によるもの である場合には、傷害後遺障害保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ① 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ② から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ③ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3)運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
 - (注4)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または 一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な 事態と認められる状態をいいます。
 - (注5)使用済燃料を含みます。
 - (注6)原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、傷害後遺障害保険金を支払いません。
 - ② 被保険者の入浴中の溺水(注2)。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水(注2)に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害後遺障害保険金を支払います。
 - (注1)いわゆる[むちうち症]をいいます。
 - (注2)水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (3) 当会社は、被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表3に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害後遺障害保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、 競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。た だし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる 方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害 後遺障害保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条(当会社の責任限度額)

当会社がこの特約に基づき支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、 保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2)正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条(事故発生時の義務等)

- (1)被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または 傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日 からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷 害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合にお いて、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは 被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、 これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第8条(保険金の請求)

- (1)この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 被保険者に後遺障害が生じた時
 - ② 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2)この特約にかかる保険金の請求書類は、別表4に掲げる書類とします。

第9条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の 要求)

- (1)当会社は、第7条(事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第2章基本条項第16条(保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害後遺障害保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 - (注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2)収入の喪失を含みません。

第10条(傷害後遺障害保険金の受取人の変更)

保険契約者は、傷害後遺障害保険金について、その受取人を被保険 者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	 (1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの 	100%
第2級	 (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの 	89%
第3級	 (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 唱しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。) 	78%
第4級	 (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	69%

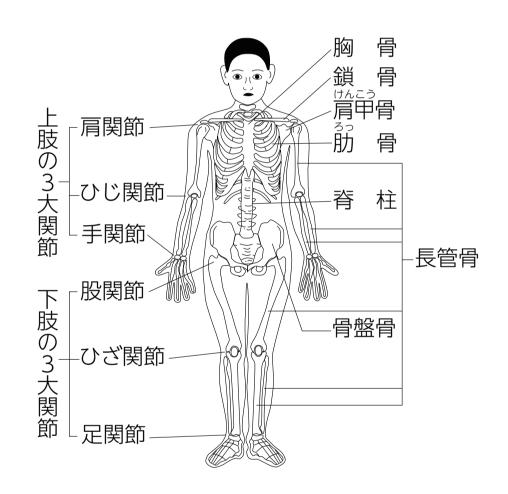
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第5級	 (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったものをいいます。以下同様とします。) 	59%
第6級	 (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 望しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節)に著しい運動障害を残すものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%

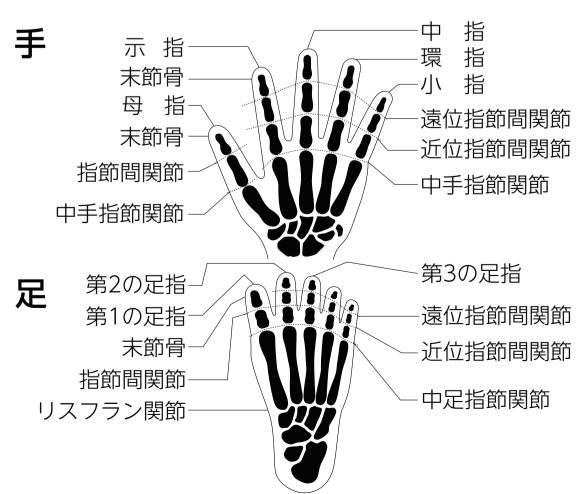
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第8級	 (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの 	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 唱しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上のでいてきない程度になり、他耳の聴力が1m以上のの距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 和よの母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	 (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	 (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	7%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第14級	 (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの 	4%

- 注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその 関節より心臓に近い部分をいいます。
- 注2 関節等の説明図





別表2 第3条(保険金を支払わない場合-その1) (3)の危険な職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- (注1)動物園の飼育係を含みます。
- (注2)レフリーを含みます。

別表3 第4条(保険金を支払わない場合-その2) ①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2)グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト 機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいい ます。)を除きます。

別表4 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 当会社の定める傷害状況報告書
- 4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 5.後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
- 6.被保険者の印鑑証明書
- 7. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(傷害後遺障害保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 8.その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 注 傷害後遺障害保険金を請求する場合には、上記の書類のうち 当会社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害入院保険金 支払特約

第1条(用語の定義)

(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車(注)または原動機付自転車をいいます。 (注)クレーン車等の工作用自動車その他これらに類す る自動車を含みます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故(注1)によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注2)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注1)以下「事故」といいます。 (注2)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
傷害入院保険金 日額	保険証券記載の傷害入院保険金日額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモー ビルその他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保除事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいい

(2)この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

ます。

法令(公布年/法令番号)
臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)
道路交通法(昭和35年法律第105号)

第2条(保険金を支払う場合)

保険事故

(1)当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、入院 した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷 害入院保険金として被保険者に支払います。

傷害入院保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 入院した日数(注)

- (注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した 後の入院に対しては、傷害入院保険金を支払いません。
- (2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。
 - 置(注)であるときには、その処置日数を含みます。 (注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされ
- 会の適用があれば、医療の福利としてされたものとみなされる処置を含みます。
 (3)被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合において

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害入院保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の傷害入院保険金を受け取るべき者 (注2)の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア.法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害入院保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害入院保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱 その他これらに類似の事変または暴動(注4)
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ① 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ② ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ③ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役また は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2)傷害入院保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3)運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
 - (注4)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または 一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大 な事態と認められる状態をいいます。
 - (注5)使用済燃料を含みます。
 - (注6)原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害入院保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、傷害入院保険金を支払いません。
 - ② 被保険者の入浴中の溺水(注2)。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水(注2)に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害入院保険金を支払います。
 - (注1)いわゆる[むちうち症]をいいます。
 - (注2)水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (3) 当会社は、被保険者の職業が別表1に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害入院保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、 競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。た だし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる 方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害 入院保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2)正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害入院保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条(事故発生時の義務等)

- (1)被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または 傷害入院保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日から その日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の 程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、 当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保 険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに 応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害入院保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第7条(保険金の請求)

- (1)この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時
 - ② 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2)この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第8条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の 要求)

- (1)当会社は、第6条(事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第2章基本条項第16条(保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害入院保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害入院保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 - (注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2)収入の喪失を含みません。

第9条(傷害入院保険金の受取人の変更)

保険契約者は、傷害入院保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第3条(保険金を支払わない場合-その 1)(3)の危険な職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1)動物園の飼育係を含みます。

(注2)レフリーを含みます。

別表2 第4条(保険金を支払わない場合-その2) ①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する もの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をい い、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2)グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3)職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト 機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいい ます。)を除きます。

別表3 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 当会社の定める傷害状況報告書
- 4.公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
- 6. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- 7. 被保険者の印鑑証明書
- 8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(傷害入院保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 9.その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 注 傷害入院保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会 社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害通院保険金 支払特約

第1条(用語の定義)

(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
オンライン診療	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車(注)または原動機付自転車をいいます。 (注)クレーン車等の工作用自動車その他これらに類す る自動車を含みます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
傷害通院保険金 日額	保険証券記載の傷害通院保険金日額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモー ビルその他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

(2)この特約における法令は、次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)

第2条(保険金を支払う場合)

(1)当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、通院 した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を傷 害通院保険金として被保険者に支払います。

傷害通院保険金の額

= 傷害通院保険金日額

× 通院した日数(注)

- (注)90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した 後の通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。
- (2)被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った別表1に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(注)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
 - (注)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、頸椎カラー、鎖骨固定帯、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター、テーピング、三角巾その他被保険者が任意で容易に着脱できるものおよび骨の固定のために体内に挿入された器具は含めません。
- (3) 当会社は、(1) および(2) の規定にかかわらず、この保険契約に付帯されている傷害入院保険金支払特約の規定による傷害入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。
- (4)被保険者が傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに 傷害通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合において も、当会社は、重複しては傷害通院保険金を支払いません。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害通院保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の傷害通院保険金を受け取るべき者 (注2)の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ② 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、 外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会 社が傷害通院保険金を支払うべき傷害の治療によるもので ある場合には、傷害通院保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱 その他これらに類似の事変または暴動(注4)
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ① 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ②から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役また は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2)傷害通院保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3)運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
 - (注4)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または 一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大 な事態と認められる状態をいいます。
 - (注5)使用済燃料を含みます。
 - (注6)原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害通院 保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、傷害通院保険金を支払いません。
 - ② 被保険者の入浴中の溺水(注2)。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水(注2)に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害通院保険金を支払います。
 - (注1)いわゆる[むちうち症]をいいます。
 - (注2)水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (3) 当会社は、被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに 該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間 に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害通院保険金を 支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表3に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア.乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害通院保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、 競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。た だし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる 方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害 通院保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害通院保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条(事故発生時の義務等)

- (1)被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または 傷害通院保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日から その日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の 程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、 当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保 険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに 応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害通院保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第7条(保険金の請求)

- (1)この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 被保険者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時
 - ② 傷害通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
 - ③ 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2)この特約にかかる保険金の請求書類は、別表4に掲げる書類とします。

第8条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の 要求)

- (1)当会社は、第6条(事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第2章基本条項第16条(保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害通院保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害通院保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 - (注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2)収入の喪失を含みません。

第9条(傷害通院保険金の受取人の変更)

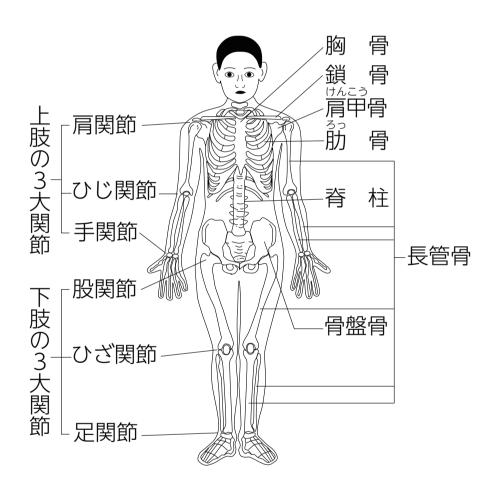
保険契約者は、傷害通院保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

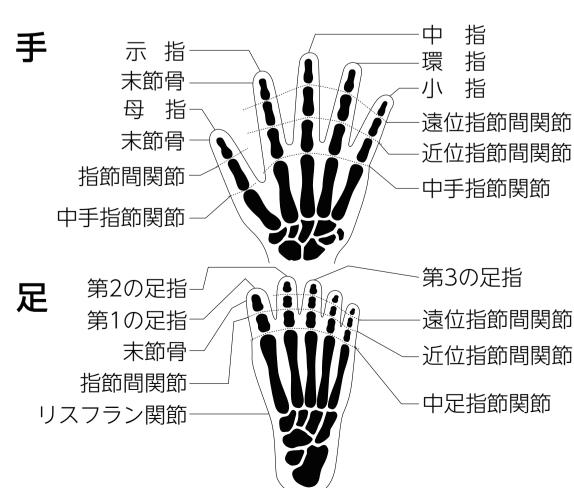
第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った 部位

- 1. 長管骨または脊柱
- 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)を装着した場合に限ります。
- 3. 前骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合に限ります。
- (注)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、頸椎カラー、鎖骨固定帯、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター、テーピング、三角巾その他被保険者が任意で容易に着脱できるものおよび骨の固定のために体内に挿入された器具は含めません。
- 注1 1.から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の 3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については注2の関節等の 説明図によります。
- 注2 関節等の説明図





別表2 第3条(保険金を支払わない場合-その1) (3)の危険な職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1)動物園の飼育係を含みます。

(注2)レフリーを含みます。

別表3 第4条(保険金を支払わない場合-その2) ①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2)グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3)職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト 機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいい ます。)を除きます。

別表4

保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 当会社の定める傷害状況報告書
- 4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
- 6. 通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- 7. 被保険者の印鑑証明書
- 8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(傷害通院保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 9.その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 注 傷害通院保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会 社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害手術保険金支払特約 (公的医療保険準拠型)

第1条(用語の定義)

(1)この特約におり ます。	ハて、次の用語の意味は、それぞれ次の定義により
用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬 点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
歯科診療報酬 点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車(注)または原動機付自転車をいいます。 (注)クレーン車等の工作用自動車その他これらに類す る自動車を含みます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3) (注1)歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2)手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づきためられている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごまたは診療所において行われるものに限ります。 (注3)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
傷害入院保険金 日額	この保険契約に付帯されている傷害入院保険金支払特 約の規定による傷害入院保険金日額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモー ビルその他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

保険事故 ます。

この特約においては、傷害の原因となった事故をいい

(2)この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。
法令(公布年/法令番号)
健康保険法(大正11年法律第70号)
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
船員保険法(昭和14年法律第73号)

43

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

道路交通法(昭和35年法律第105号)

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が傷害を被り、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、被保険者が傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1保険事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります(注1)。

① 入院中(注2)に受けた手術の場合

傷害手術保険金の額 ― 傷害入

傷害入院保険金日額 × 10

 \times 5

② ①以外の手術の場合

傷害手術保険金の額

傷害入院保険金日額

(注1)1保険事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注2)傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

 ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。 ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に 限ります。
 - ② ①に規定する者以外の傷害手術保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険 金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、 保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ア.法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外
 - 科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害手術保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害手術保険金を支払います。
 後保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その
 - 他これらに類似の事変または暴動(注4) ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ① 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染され
 - た物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 ② から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴
 - う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ③ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染 (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法
 - 人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - 人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注2) 傷害手術保険金を受け取るべき者が法人である場合は、そ
 - の理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注3)運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作 資格を含みます。
 - (注4)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部 の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と
 - 認められる状態をいいます。 (注5)使用済燃料を含みます。 (注6)原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害手術保険金を支払いません。① 被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えてい
 - る場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、傷害手術保険金を支払いません。
 - も、傷害手術保険金を支払いません。

 ② 被保険者の入浴中の溺水(注2)。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水(注2)に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害手術保険
 - (注1)いわゆる「むちうち症」をいいます。

金を支払います。

- (注2)水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (3) 当会社は、被保険者の職業が別表1に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害手術保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害手術保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、 競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。た だし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる 方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害 手術保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2)正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害手術保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条(事故発生時の義務等)

- (1)被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または 傷害手術保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日から その日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の 程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、 当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保 険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに 応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害手術保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第7条(保険金の請求)

- (1)この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被った傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第8条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の 要求)

- (1)当会社は、第6条(事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第2章基本条項第16条(保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害手術保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害手術保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 - (注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2)収入の喪失を含みません。

第9条(傷害手術保険金の受取人の変更)

保険契約者は、傷害手術保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第3条(保険金を支払わない場合-その1) (3)の危険な職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業(注1)動物園の飼育係を含みます。

(注2)レフリーを含みます。

別表2 第4条(保険金を支払わない場合-その2) ①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する もの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をい い、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2)グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト 機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいい ます。)を除きます。

別表3 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 当会社の定める傷害状況報告書
- 4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 5. 傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
- 6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- 7. 被保険者の印鑑証明書
- 8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(傷害手術保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 9.その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 注 傷害手術保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会 社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害医療費用 補償特約

第1条(用語の定義)

ます。	ハて、次の用語の意味は、それぞれ次の定義により
用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
一部負担金	法令などの定める治療料金の一部を被保険者が負担するものをいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
差額ベッド代	被保険者以外の医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。
自動車等	自動車(注)または原動機付自転車をいいます。 (注)クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する 自動車を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保 険金または共済金の額をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
転院	入院している患者が治療・検査を受けるために、被保険者以外の医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。
保険金額	保険証券記載の傷害医療費用保険金額をいいます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。
免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。(注) (注)保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。
労働者災害補償制 度	次のいずれかの法律に基づく労働者災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法 ② 国家公務員災害補償法 ③ 裁判官の災害補償に関する法律 ④ 地方公務員災害補償法

(2)この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

④ 地方公務員災害補償法

公務災害補償に関する法律

⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)

臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

道路交通法(昭和35年法律第105号)

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、治療を受けた場合は、被保険者が次に掲げる費用(注1)を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、傷害医療費用保険金を被保険者に支払います。ただし、保険事故の発生の日から365日を経過した後の費用に対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が治療のために病院等に支払った費用(注2)
 - ② 入院、転院または退院のための被保険者に係る移送費および交通費
 - ③ 被保険者以外の医師の指示により行った治療に関わる費用、被保険者以外の医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他被保険者以外の医師が必要と認めた費用
 - (注1)臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。)であるときには、その費用を含みます。
 - (注2)公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他被保険者が病院等に支払った費用をいいます。ただし、入院時生活療養費においては、食事の提供である療養に要する費用に限ります。
- (2)(1)①から③までの費用に対して、次のいずれかの給付等がある場合は、その額を、被保険者が負担した(1)の費用の額から差し引くものとします。
 - ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付(注1)
 - ② 被保険者が負担した(1)の費用について第三者より支払われた損害賠償金
 - ③ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の 給付(注2)
 - (注1)公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(注3)を含みます。
 - (注2)他の保険契約等により支払われた傷害医療費用保険金に 相当する保険金または共済金を除きます。
 - (注3)いわゆる「附加給付」をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に 対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。
 - 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過 失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷 害に限ります。
 - ①に規定する者以外の傷害医療費用保険金を受け取るべ き者(注2)の故意または重大な過失
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保 険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限りま す。
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を 運転している間
 - イ. 道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定め る酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正 常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転し ている間
 - 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を (5) 支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 (6)
 - 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、 外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社 が傷害医療費用保険金を支払うべき傷害の治療によるもので ある場合には、傷害医療費用保険金を支払います。
 - 被保険者に対する刑の執行 (8)
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱そ (9) の他これらに類似の事変または暴動(注4)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 10
 - 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染さ れた物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこ れらの特性による事故
 - ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに 伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または 法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 傷害医療費用保険金を受け取るべき者が法人である場合 は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機 関をいいます。
 - (注3) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操 作資格を含みます。
 - (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一 部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事 態と認められる状態をいいます。 (注5)使用済燃料を含みます。
 - (注6)原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害医療 費用保険金を支払いません。 被保険者が頸(けい)部症候群(注1)、腰痛その他の症状を
 - 訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他 覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がい かなるときでも、傷害医療費用保険金を支払いません。
 - 被保険者の入浴中の溺水(注2)。ただし、被保険者が、当会 社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として 溺水(注2)に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害医 療費用保険金を支払います。
 - (注1)いわゆる「むちうち症 |をいいます。
 - (注2)水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (3) 当会社は、被保険者の職業が別表1に掲げるもののいずれかに 該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間 に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害医療費用保 険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。 ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害医療費用保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、 競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。た だし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる 方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害 医療費用保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条(傷害医療費用保険金の支払額)

- (1)当会社が支払う傷害医療費用保険金の額は、第2条(保険金を 支払う場合)に掲げる費用の総額から、1回の保険事故につき免 責金額を差し引いた額とします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、当会社が支払う傷害医療費用保険金の額は、1回の保険事故につき、保険金額をもって限度とします。

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金または 共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それ ぞれの支払責任額の合計額が、被保険者の負担した費用の額 (注)を超えるときは、当会社は、次に定める額を傷害医療費用保 険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 - この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 被保険者の負担した費用の額(注)から、他の保険契約等から 支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
 - (注)当会社が傷害医療費用保険金を支払うべき第2条(保険金を支払う場合)の費用の額のうち、被保険者が実際に負担した費用の額をいいます。
- (2)(1)の被保険者が負担した費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害医療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条(事故発生時の義務等)

- (1)被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または 傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日 からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷 害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合にお いて、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは 被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、 これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第9条(保険金の請求)

- (1)この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第10条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の 要求)

- (1)当会社は、第8条(事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第2章基本条項第16条(保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害医療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害医療費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 - (注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2)収入の喪失を含みません。

第11条(代位)

- (1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより被保 険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、 当会社がその損害に対して傷害医療費用保険金を支払ったとき は、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の 額を限度とします。
 - ① 当会社が費用の額の全額を傷害医療費用保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、傷害医療費用保険金が支 払われていない費用の額を差し引いた額
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条(普通保険約款および他の特約で支払われる保 険金との関係)

当会社は、1回の保険事故であると否とを問わず、この保険契約に付帯される他の特約(注)により支払われる保険金とこの特約の傷害医療費用保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(注)被保険者の被った傷害に対して一定額の保険金を支払う特約 に限ります。

第13条(普通保険約款との関係)

この特約が適用される場合には、普通保険約款第2章基本条項第 19条(代位)の規定は適用しません。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第3条(保険金を支払わない場合-その1) (3)の危険な職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1)動物園の飼育係を含みます。

(注2)レフリーを含みます。

別表2 第4条(保険金を支払わない場合-その2) ①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する もの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をい い、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2)グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト 機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいい ます。)を除きます。

別表3 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 当会社の定める傷害状況報告書
- 4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
- 6. 費用を支払ったことを示す領収書
- 7. 被保険者の印鑑証明書
- 8. 診療明細書
- 9. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- 10.委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(傷害医療費用保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 11. その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- たは証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの 注 傷害医療費用保険金を請求する場合には、上記の書類のうち

54

当会社が求めるものを提出しなければなりません。

個人賠償責任補償特約

第1章 用語の定義条項

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。		
用語	定義	
個人賠償事故	次のいずれかに該当する偶然な事故をいいます。	
	① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故	
	② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故	
	(注)住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除き ます。	
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいい、紛失、盗取および詐 取を含みません。	
敷地内	囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、本人によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。	
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保 険金または共済金の額をいいます。	
住宅	本人の居住の用に供される住宅(注)をいいます。 (注)同一敷地内の動産および不動産ならびに別荘等 一時的に居住する住宅を含みます。	
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。	
賠償責任保険金	被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額に対して支払われる保険金をいいます。	
保険金	この特約で支払われる賠償責任保険金および費用をいいます。	
保険金額	当会社が支払う賠償責任保険金の限度額で、保険証券 記載の賠償責任保険金額をいいます。	
保険事故	被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊 について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となっ た個人賠償事故をいいます。	
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。(注) (注)保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。	

第2章 補償条項

第2条(被保険者の範囲)

- (1)この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 本人
 - ② 本人の親権者
 - ③ 本人の配偶者
 - ④ ①から③までの同居の親族
 - ⑤ ①から③までの別居の未婚の子
 - ⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の 監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者 (注1)。ただし、本人に関する個人賠償事故に限ります。
 - ⑦ ②から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する個人賠償事故に限ります。
 - (注1)監督義務者に代わって本人を監督する者は、本人の親族に限ります。
 - (注2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任 無能力者の親族に限ります。
- (2)(1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、保険事故発生時におけるものをいいます。

第3条(個別適用)

- (1)この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (2)(1)の規定によって、第7条(保険金の支払額)①に定める当会社の支払うべき保険金額が増額されるものではありません。

第4条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が日本国内または国外において生じた個人賠償事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは日本国内において生じた軌道上を走行する陸上の乗用具(注1)の運行不能(注2)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- (注1) 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(注3)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
- (注2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注4)のみに起因するものを除きます。
- (注3)専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、 専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行 する陸上の乗用具として取り扱います。
- (注4)特定の者への伝達を含みます。

第5条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う 秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部 の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認 められる状態をいいます。
- (注3)使用済燃料を含みます。
- (注4)原子核分裂生成物を含みます。

第6条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の 所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人がその被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償 責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶(注2)、車両(注3)、銃器(注4)の所有、使用または 管理に起因する損害賠償責任
- (注1)住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (注2)原動力が専ら人力であるものを除きます。
- (注3)原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。
- (注4)空気銃を除きます。

第7条(保険金の支払額)

当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

① 1回の保険事故につき当会社の支払う賠償責任保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、1回の保険事故につき、保険金額を支払の限度とします。

支払保険金 の額 被保険者が損害 賠償請求権者に 対して負担する 法律上の損害賠 償責任の額(注)

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

保険証券に免責金額の記載がある場合は、 その免責金額

② 当会社は、①に定める賠償責任保険金のほか、次条の費用の金額を支払います。ただし、同条④および⑤の費用は、①の損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額を支払います。

支出した費用の額

保険金額

①の被保険者が負担する 損害賠償責任の額

(注)判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延 損害金の額を含みます。

X

第8条(費用)

費用とは、被保険者が支出した次の費用(注)をいいます。

- 第10条(事故発生時の義務等)①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 第10条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために 要した費用
- 個人賠償事故が発生した場合において、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- 損害賠償請求に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による 同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調 停に要した費用
- ⑤ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を 得て支出した示談交渉に要した費用
- ⑥ 第13条(当会社による解決)(2)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用

(注)収入の喪失を含みません。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)第4条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または 共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支 払責任額を限度とします。
- 払責任額を限度とします。
 (2)(1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を

差し引いた額とします。

第3章 基本条項

第10条(事故発生時の義務等)

保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

1	損害	の発生および拡大の防止に努めること。
	次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること(注1)。	
2	ア.	保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名または名称、年齢、 職業および保険事故の状況
	1.	保険事故発生の日時、場所または保険事故の状況について証人と なる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
	ウ.	損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
3	他人に損害賠償の請求(注2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	
4	損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急 手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	
5	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅 滞なく当会社に通知すること。	
6	他の保険契約等の有無および内容(注3)について遅滞なく当会社に通知すること。	
7	①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。	

- (注1)当会社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。
- (注2)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を 含みます。
- (注3)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条(事故発生時の義務違反)

- (1)保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条の規定に 違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支 払います。
 - ① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②および⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求 (注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
 - (注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償 を含みます。
- (2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条(当会社による援助)

被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社がその被保険者に対して支払責任を負う限度において、その被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第13条(当会社による解決)

- (1)被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社がその被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、その被保険者の同意を得て、その被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。(注)弁護士の選任を含みます。
- (2)(1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 - ① 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害 賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意 しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 個人賠償責任補償特約に免責金額の適用がある場合は、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任補償特約の免責金額を下回るとき。

第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2)当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社が普通保険約款およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の 損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者と の間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調 停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の 損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者と の間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を 行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合ア.被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明イ.被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
 - (注)同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3)前条および本条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

損害 賠償額 被保険者が損害賠 償請求権者に対して 負担する法律上の 損害賠償責任の額 次の①または②のうち、いずれか高い額

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
- ② 個人賠償責任補償特約の免責金額
- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者または保 険金を受け取るべき者の保険金の請求と競合した場合は、当 会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支 払います。
- (5)(2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6)(2)①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。(注)同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7)次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社が普通保険約款およびこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
 - ① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
 - ② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合(注)同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第15条(保険金の請求)

- (1)当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、その被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求 する場合は、別表1に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを 提出しなければなりません。

第16条(損害賠償額の請求)

- (1)この特約にかかる保険金の当会社に対する損害賠償額の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 損害賠償請求権者が第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害 賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者 と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
 - (注1)普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義) における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
 - (注2)普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)に おける「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4)(3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当会社は、損害賠償額を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

第17条(損害賠償額の支払時期)

- (1)損害賠償請求権者が第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。
 - ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険 契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由 に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
 - (注)損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を 完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180⊟
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関をの他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90⊟
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120⊟
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から ⑤までの事項の確認のための調査	60⊟
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うため の代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180⊟

- (注1)損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続 を完了した日をいいます。
- (注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3)弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第18条(損害賠償請求権の行使期限)

第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することができません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害 賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、 判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による 合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第19条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1)第12条(当会社による援助)または第13条(当会社による解決) (1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決に あたる場合には、当会社は、保険金額(注)の範囲内で、仮処分命 令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押 えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れる ための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付 されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
 - (注)同一保険事故につき既に当会社が支払った保険金または第 14条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある 場合には、その全額を差し引いた額とします。
- (2)(1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、 当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定す るものとします。
 - (注)利息を含みます。
- (3)(1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定はその貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。
 - ① 第7条(保険金の支払額)①ただし書
 - ② 第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書
 - ③ 第14条(7)ただし書(注)利息を含みます。
- (4)(1)の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付金(注)が保険金として支払われたものとみなします。 (注)利息を含みます。
- (5)第15条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第20条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権(注) は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権(注)の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権(注)の額から、保険金が支払われてい ない損害の額を差し引いた額
 - (注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権 を含みます。
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権(注)は、当会社に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。
 - (注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権 を含みます。
- (3)保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第21条(先取特権)

- (1)保険事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に 対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
 - (注)第8条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行 うものとします。
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をし た後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をす る前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求 権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をす る前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことに より、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をす る前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請 求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場 合(注2)
 - (注1)被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - (注2)損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3)保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡 することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的と し、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。 ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して 保険金の支払を請求することができる場合を除きます。 (注)第8条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第22条(普通保険約款との関係)

- (1)この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項 のうち次に掲げる規定は適用しません。
 - 第15条(事故発生時の義務等)(2)
 - 第19条(代位)
- (2)この特約においては、普通保険約款第2章基本条項第9条(重大 事由による解除)(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの 特約に適用します。
 - [(3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になさ れた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定 にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは ②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損 害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合に おいて、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返 還を請求することができます。
 - (4)保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれ かに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がな された場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しま せん。
 - (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被 保険者に生じた損害
 - (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保 険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第23条(被保険者の範囲変更に関する特約が付帯され た場合の取扱い)

- (1)この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関す る特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、 被保険者の範囲変更に関する特約第3条(被保険者の範囲)(1) の規定は適用しません。
- (2)被保険者の範囲変更に関する特約第3条(被保険者の範囲)(3) ①の規定により本人が変更された場合は、この特約の本人も同

時に変更されるものとします。

第24条(準用規定) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限

り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 当会社の定める事故状況報告書
- 4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)が発行する事故証明書
- 5. 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- 6.後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および免失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- 7. 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- 8.被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- 9. 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 (既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画 像データを含みます。)
- 10. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 11. その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

別表2 損害賠償額請求書類

提出書類

- 1. 損害賠償額の請求書
- 2. 当会社の定める事故状況報告書
- 3. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)が発行する事故証明書
- 4. 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- 5.後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および 逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- 6. 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- 7. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- 8.被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 (既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)
- 9. その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- かたもの 注 損害賠償額を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が

66

求めるものを提出しなければなりません。

葬祭費用補償特約

第1条(用語の定義)

(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

ます。	
用語	定義
競技等	競技、競争、興行(注1)訓練(注2)、または試運転(注3)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 (注3)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
継続契約	葬祭費用補償特約付保険契約の保険期間の終了日(注) を保険期間の開始日とする葬祭費用補償特約付保険契 約をいいます。 (注)その葬祭費用補償特約付保険契約が終了日前に解 除されていた場合にはその解除日をいいます。
契約年齢	この保険契約の保険期間の初日(注1)における被保険者の年齢(注2)をいいます。 (注1)この特約がこの保険契約の保険期間の中途で付帯された場合は、その付帯日とします。 (注2)満年齢とします。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
自動車等	自動車(注)または原動機付自転車をいいます。 (注)クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する 自動車を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき 保険金または共済金の額をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービ ルその他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。
診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師 をいいます。
葬祭費用	通夜・葬儀にかかる費用(注1)をいい、墓地購入費用、墓石・石塔購入費用、仏壇に関する費用、永代経料、年忌供養費、香典返し等(注2)は含みません。 (注1)同等の儀式における同等の費用を含みます。 (注2)宗教等の違いで項目名と一致しない費用についても、主旨がこれらと同等ならば同様に扱います。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金	葬祭費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の葬祭費用保険金額をいいます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故または疾 病の発病をいいます。

(2)この特約における法令は、次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)	
道路交通法(昭和35年法律第105号)	

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する状態になり、葬儀等が行われた場合には、保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、保険金額を限度として、この特約および普通保険約款に従い、保険金をその費用の負担者に支払います。
 - ① 保険期間中に傷害を被り、その直接の結果として保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。ただし、保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後に死亡した場合は、②の死亡とみなします。
 - ② 保険期間中に疾病を発病し、その直接の結果として保険期間中に死亡した場合
 - ③ この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時以降に疾病を発病し、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合
- (2)(1)の発病の認定は、診断によります。
- (3)(1)の規定にかかわらず、被保険者が(1)①に該当した場合において、その死亡した時が保険期間終了後であったときは、当会社が支払う保険金の額は、保険事故が発生した時点における保険金額をもって限度とします。
- (4)この保険契約が継続契約である場合において、被保険者がこの 保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日 からその日を含めて2年を経過した日以降に疾病により死亡した ときは、(1)②および③の規定にかかわらず、保険期間の初日以 降にその疾病が発病したものとみなし、(1)②および③の規定を 適用します。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害または発 病した疾病に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故ア.法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条 (酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める 酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な 運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している 間
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動(注4)
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う 秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2)保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3)運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作 資格を含みます。
- 食格を含みます。 (注4)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部 の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認
- (注5)使用済燃料を含みます。

められる状態をいいます。

(注6)原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、 競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。た だし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる 方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金 を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被ったまたは疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にまたは疾病を発病した後にその原因となった傷害または疾病と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合または疾病が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合または疾病が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の葬祭費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険契約者または被保険者の親族の負担した葬祭費用の額(注)を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 - この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 保険契約者または被保険者の親族の負担した葬祭費用の額(注) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計 額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度 とします。
- (注)当会社が保険金を支払うべき第2条(保険金を支払う場合)(1) の葬祭費用の額のうち、保険契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用の額をいいます。

第7条(契約年齢の計算)

この特約の保険料を被保険者の年齢に応じて算出する場合には、契約年齢により計算します。

第8条(契約年齢または性別の誤りの取扱い)

- (1) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場 合には、次の方法により取り扱います。
 - 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲(注)を超えていた場 合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもつ て、この特約を取り消すことができます。この場合、当会社は既 に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。
 - 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲(注)の範囲内であっ た場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締 結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年 齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請 求します。
 - (注)保険料を変更することにより保険契約を継続することができ る範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等に おいて定めたものをいいます。
- (2)被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づい て保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が 正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還ま たは請求します。
- (3) 保険契約者が、(1) または(2) の規定により当会社が請求した追 加保険料の支払を怠った場合(注1)において、その追加保険料 の領収前に生じた事故による傷害または疾病による死亡により 発生した第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用に対しては、 当会社は、訂正前料率(注2)の訂正後料率(注3)に対する割合 により、保険金を削減して支払います。
 - (注1)当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもか かわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
 - (注2)誤った契約年齢または性別に対して適用された保険料率を いいます。
 - (注3)実際の契約年齢または性別に対して適用されるべき保険 料率をいいます。

第9条(事故発生時の義務等)

- (1)被保険者が死亡した場合は、保険契約者または保険金を受け取 るべき者は、その死亡した日からその日を含めて30日以内に死 亡の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合にお いて、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは 被保険者の死亡診断書または死体検案書の提出を求めたとき は、これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった 場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取 るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または 遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難 発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第10条(保険金の請求)

- (1)この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保 険契約者または被保険者の親族が葬祭費用を負担した時から発 生し、これを行使することができるものとします。
- (2)この特約にかかる保険金の請求書類は、別表2に掲げる書類とし ます。

第11条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の 要求)

- (1) 当会社は、第9条(事故発生時の義務等)の規定による通知また は普通保険約款第2章基本条項第16条(保険金の請求)および 前条の規定による請求を受けた場合は、死亡の認定その他保険 金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または保険
- 金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被 保険者の死亡診断書または死体検案書の提出を求めることがで きます。 (2)(1)の規定による死体の診断または検案(注1)のために要した費
- 用(注2)は、当会社が負担します。 (注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいま

70

(注2)収入の喪失を含みません。

す。

第12条(代位)

- (1)第2条(保険金を支払う場合)(1)の葬祭費用が生じたことにより 保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の 債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険 金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移 転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が葬祭費用の額の全額を保険金として支払った場合 保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保 険金が支払われていない葬祭費用の額を差し引いた額
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または 被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債 権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条(普通保険約款との関係)

- (1)この特約が適用される場合には、普通保険約款第2章基本条項第19条(代位)の規定は適用しません。
- (2)この特約については、普通保険約款第2章基本条項第6条(保険契約の失効)の規定中「保険契約は」とあるのは「この特約は」と読み替えて適用します。
- (3)この特約については、普通保険約款第2章基本条項第9条(重大事由による解除)の規定に、次のとおり(4)を追加して適用します。「(4)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。」

第14条(被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、被保険者の範囲変更に関する特約第3条(被保険者の範囲)の規定は適用しません。

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第4条(保険金を支払わない場合-その2) ①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動(注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

- (注2)グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト 機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいい ます。) を除きます。

別表2 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 当会社の定める傷害状況報告書
- 4. 保険期間中に疾病を発病したことを証明する被保険者以外の医師の診断書
- 5. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 6. 死亡診断書または死体検案書
- 7. 保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
- 8. 被保険者の戸籍謄本
- 9. 葬祭費用の支出を証明する書類
- 10.委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 11. その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または 証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めた もの
- 注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求め るものを提出しなければなりません。

携行品損害補償特約 (再調達価額補償型)

第1条(用語の定義)

(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

ます。 	
用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物そ の他の美術品をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
敷地内	囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに 連続した土地で、被保険者によって占有されているものを いいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は 中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自動車等	自動車(注)または原動機付自転車をいいます。 (注)クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する 自動車を含みます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないも のとして算出した支払うべき保険金または共済金の額を いいます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅(注)をいいます。 (注)同一敷地内の不動産を含みます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機等の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観 光券および旅行券をいい、これらの回数券を含みます。 (注)定期券は除きます。
船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを 含みます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をい います。
保険金	携行品損害保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の携行品損害保険金額をいいます。
保険事故	この特約においては、保険の対象の損害の原因となった 第2条(保険金を支払う場合)の事故をいいます。
免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。(注) (注)保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出 し用の現金自動支払機用カードを含みます。

(2)この特約における法令は、次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)
道路交通法(昭和35年法律第105号)

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、偶然な事故(注)によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

(注)以下「事故」といいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意または重大な過失。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転 している間
 - イ. 道路交通法第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒 気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な 運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他 これらに類似の事変または暴動(注4)
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う 秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ① 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。 ただし、火災消防または避難に必要な処置として行われた場合を 除きます。
- ⑫ 保険の対象の置き忘れまたは紛失(注7)
- ③ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、 変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその 他これらに類する事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- ④ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ⑤ 保険の対象のすり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑩ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災または破裂・爆発による損害を除きます。
- ⑦ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
- (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2)保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締 役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
- (注4)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認め
- (注5)使用済燃料を含みます。

られる状態をいいます。

- (注6)原子核分裂生成物を含みます。
- (注7)置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

74

第4条(保険の対象の範囲)

- (1)保険の対象は、住宅外において被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。
- (2)(1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

1	船舶、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付 属品
2	自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサー フィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
3	義歯、義肢、コンタクトレンズ、補聴器、その他身体の機能を補完するために身につける用具。ただし、眼鏡は対象とします。
4	動物、植物等の生物
5	株券、手形その他の有価証券、商品券等の金券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券および通貨等は対象とします。
6	預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、クーポン 券、電子マネーその他これらに類する物
7	稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、 勲章、記章、旅券、運転免許証、許可証、免許状その他これらに類する物
8	携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品

第5条(損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。
- (2)(1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (3)保険の対象の損傷を修理し得る場合においては、保険の対象を 損害発生直前の状態に戻すために必要な修理費をもって損害額 (注)とします。
 - (注)価値の下落(格落損)は、損害額に含みません。
- (4)保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)から(3)までの規定によって損害額を決定します。
- (5)次条の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(4)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (6)(1)から(5)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額を超える場合は、その再調達価額をもって損害額とします。
- (7)(1)から(6)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した次条の費用の合計額を損害額とします。
- (8) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

第6条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第8条(事故発生時の義務等)③に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第8条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第7条(保険金の支払額)

(1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき次の算式により算出した額とします。

支払保険金の額

第5条(損害額の決定) の規定により決定され る損害額

保険証券に免責金額の 記載がある場合は、その 免責金額

(2)(1)の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度ごとに保険金額をもって限度とします。

第8条(事故発生時の義務等)

保険契約者または被保険者は、保険の対象について事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

アおよびイについて、事故の発生の日よりその日を含めて30日以内に 当会社に通知すること(注1)。 事故発生の日時、場所、損害状況および損害の程度 (1) アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名ま イ. たは名称 損害が盗難によって生じた場合には、直ちに警察署へ届け出ること。た だし、下記の場合にはこのほかに各々次の届出を直ちに行うこと。 ア. 盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人 (2) (注2)および支払金融機関への届出 イ. 盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関(注3) または発行者への届出 損害の発生および拡大の防止に努めること。 (3) 他人に損害賠償の請求(注4)をすることができる場合には、その権利の **(4)** 保全または行使に必要な手続をすること。 他の保険契約等の有無および内容(注5)について遅滞なく当会社に通 **(5)** 知すること。

(注1)当会社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。

①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるも

のを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の

- (注2)被保険者が振出人である場合を除きます。
- (注3)宿泊券の場合はその宿泊施設とします。

調査に協力すること。

(6)

- (注4)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を 含みます。
- (注5)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

76

第9条(事故発生時の義務違反)

- (1)保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条の規定に 違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払 います。
 - ① 前条①、②、⑤または⑥の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② 前条③の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ③ 前条④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求 (注)をすることによって取得することができたと認められる額 (注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償 を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条①もしくはの書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条(保険金の請求)

- (1)この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第 2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から 発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)この特約にかかる保険金の請求書類は、別表に掲げる書類とします。

第11条(被害物の調査)

- (1) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。
- (2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による調査に協力しなかった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を控除して保険金を支払います。

第12条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 0 保険契約のまれ まび顔
 - この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共 済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払 責任額を限度とします。
- (2)(1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (3)保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、他の保 険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき 保険金または共済金を支払う旨の約定がない場合は、当会社 は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を支 払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の支払額

第5条(損害額の決定) の規定によって支払わ れるべき損害の額 他の保険契約等によって 支払われるべき保険金 または共済金の額

第13条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第14条(残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前に その保険の対象が回収された場合は、第6条(費用)①の費用を 除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- (4)保険の対象が盗取された場合に、当会社が第2条(保険金を支払 う場合)の保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金 の額の再調達価額(注)に対する割合によって、その盗取された 保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を 取得します。
 - (注)保険の対象が貴金属等または乗車券等の場合は損害額をいいます。
- (5)(4)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(注)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
 - (注)第6条(費用)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。
- (6)(2)または(5)に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第5条(損害額の決定)の規定によって決定します。

第15条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていな い損害額を差し引いた額
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条(普通保険約款との関係)

- (1)この特約が適用される場合には、普通保険約款第2章基本条項第19条(代位)の規定は適用しません。
- (2)この特約については、普通保険約款第2章基本条項第6条(保険契約の失効)の規定中「保険契約は」とあるのは「この特約は」と 読み替えて適用します。
- (3) 当会社は、普通保険約款第2章基本条項第9条(重大事由による解除)(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。
 - 「(3)(1)または(2)の規定による解除が携行品損害補償特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。 |

第17条(被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、被保険者の範囲変更に関する特約第3条(被保険者の範囲)の規定は適用しません。

第18条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 当会社の定める事故状況報告書
- 4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 5. 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 (既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)
- 6. 保険の対象を盗取された場合には警察署の盗難届出証明書またはこれに 代わるべき書類。ただし、警察署においてその証明書が発行されない場合 は、警察署へ届け出た受理番号の確認をもってこれに代えるものとします。
- 7. 保険の対象の損害の程度を証明する書類
- 8. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 9. その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

弁護士費用補償特約

第1条(用語の) (1)この特約におい ます。	定義) ハて、次の用語の意味は、それぞれ次の定義により
用語	定義
継続契約	弁護士費用補償特約付保険契約の保険期間の終了日 (注)を保険期間の開始日とする弁護士費用補償特約付 保険契約をいいます。 (注)その弁護士費用補償特約付保険契約が保険期間の 終了日前に解除されていた場合は、その解除日をいい ます。
財物	被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(注)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。 (注)通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
 疾病	 傷害以外の身体の障害をいいます。
 自動車等	
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保
<u> </u>	険金または共済金の額をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
諸経費	弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、翻訳料、調査費用等およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。
初年度契約	継続契約以外の弁護士費用補償特約付保険契約をいい ます。
人格権侵害に関する紛争	被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為(注1)またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことを保険事故とする紛争をいいます。ただし、相談窓口等への届出(注2)の事実を客観的に証明できる紛争に限ります。なお、保険事故の発生の時は、被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子がこれらの精神的苦痛を初めて被った時とします。 (注1)ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条(定義)に定める「つきまとい等」のうち、被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子に対する行為をいいます。(注2)警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口またはこれらに代わる機関への届出、申立もしくは相談をいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して 支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をい います。
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内 で申し立てられた、または提起された場合に限ります。
被害事故に関する紛争	被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が、身体の障害または財物の損壊もしくは盗取(注)による被害を被ったことを保険事故とする紛争をいいます。なお、保険事故の発生の時は、これらの被害を被った時とします。 (注)詐取、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものに限ります。
被保険者を親権者とする未婚の子	被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子をいいます。ただし、被保険者との続柄は、保険事故発生時におけるものをいいます。
紛争	保険金請求権者が法律相談または弁護士委任による解 決を要する状態をいいます。
弁護士	弁護士法の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。
弁護士委任費用	弁護士委任により紛争を解決するために要する着手金、 報酬金、手数料、訴訟費用(注)および諸経費をいいます。 なお、法律相談費用、顧問料および日当を含みません。 (注)調停等の手続きに要する費用をいいます。
弁護士費用補償特 約付保険契約	この特約を付帯した保険契約をいい、この特約と支払責任が同一である普通保険約款に基づく保険契約またはこの特約と支払責任が同一である特約を含みます。
法律相談	弁護士法第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士に支払われるべき費用をいいます。
保険金	法律相談費用保険金および弁護士委任費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

保険事故 法律相談または弁護士委任に至る紛争の原因となった偶 然な事故または事由をいいます。

未婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。 支払保険金の算出にあたり、損害の額に保険証券記載の 自己負担割合を適用した額から控除する自己負担額をい

紛争の当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関する紛争または人格権侵害に関する紛争における

保険事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定

相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談

(注)保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されま

または弁護士委任を行う者を含みます。

せん。

います。(注)

送令(公布年/法令番号) 災害救助法(昭和22年法律第118号)

保険金請求権者

免責金額

ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)

并護士法(昭和24年法律第205号)

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当会社は、保険事故によって発生した次のいずれかに該当する紛争について、保険金請求権者が、法律相談を行った場合は、事前に当会社の同意を得た法律相談費用を負担することにより被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金請求権者に法律相談費用保険金を支払います。
 - ① 被害事故に関する紛争
 - ② 人格権侵害に関する紛争
- (2)当会社は、保険事故によって発生した(1)の①および②のいずれかに該当する紛争について、保険金請求権者が、弁護士委任を行った場合は、事前に当会社の同意を得た弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金請求権者に弁護士委任費用保険金を支払います。
- (3)(1)および(2)に規定する法律相談および弁護士委任については、日本の国内法に基づき解決する紛争に関するものに限ります。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって紛争が発生した場合は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)、被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子の故意もしくは重大な過失または契約違反
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意もしくは 重大な過失または契約違反。ただし、その者が保険金の一部の受 取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべ き金額に限ります。
- ③ 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子の自殺行為、 犯罪行為または闘争行為。ただし、自殺行為については、この保険 契約で支払対象となる紛争の保険事故によって自殺し、かつ、その 保険事故の発生時期等この保険契約の支払条件を満たすことが 明らかな場合を除きます。
- ④ 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
- ⑤ 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子に対する刑の 執行
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動(注2)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事由
- ⑨ ⑥から⑧までのいずれかの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ① 国または公共団体の強制執行または即時強制
- ② 財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類する事由またはねずみ食いもしくは虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合を除きます。
- (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。
- (注2)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認め
- られる状態をいいます。 (注3)使用済燃料を含みます。
- (注4)原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、次のいずれかに該当する紛争に関する法律相談および弁護士委任に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子の職務遂行 に関する紛争および職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる 精神的苦痛に関する紛争
- ② 主として被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子の職務のために使用される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に関する紛争
- ③ 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が被った次のア.からエ.までのいずれかに該当する行為(注2)による被害事故に関する紛争
 - ア. 医師、歯科医師、獣医師、助産師またはこれらの業務の補助者が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
 - イ. あんま、マッサージ、指圧、鍼灸、柔道整復その他これらに類似のもの
 - ウ.法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師に限り認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
 - エ.身体の美容または整形
- ④ 次のア.からオ.までのいずれかに該当する事由による被害事故に関する紛争または人格権侵害に関する紛争 ア.環境汚染(注3)
 - イ. 石綿もしくは石綿を含む製品の発ガン性物質その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事由
 - ウ. 外因性内分泌かく乱物質(注4)の有害な特性に起因する事由
 - 工. 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由 オ. 電磁波障害
- ⑤ 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子とその親族と の間で発生した紛争
- ⑥ 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が被った自動 車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した被 害事故に関する紛争
- ⑦ 債務整理に関する紛争および金銭消費貸借契約に関する紛争 (注5)。ただし、詐取による被害事故に関する紛争を除きます。
- ⑧ 保険契約または共済契約に関する紛争 ☆1)な宮の一部が主として神保険老または
- (注1)住宅の一部が主として被保険者または被保険者を親権者とする 未婚の子の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。 (注2)不作為を含みます。
- (注3)流出、いつ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地
- 表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面 もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生 するおそれがある状態をいいます。 (注4)環境ホルモンをいいます。
- (注5)過払金の返還請求に関する紛争を含みます。

(1) 当会社は、保険金請求権者が保険期間中に法律相談または弁護

第5条(保険期間と支払責任の関係)

- 士委任を行った場合に限り、保険金を支払います。 (2)(1)の規定にかかわらず、被害事故に関する紛争または人格権侵 害に関する紛争における保険事故によって保険期間中に被保険
- 者が死亡した場合は、保険金請求権者が、その紛争に関する法律上の損害賠償請求について法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合に限り、保険金を支払います。
 (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、保険事故の発生した時が、初
- 年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保 険金を支払いません。 (4)(1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、次に掲げる場合に おいては、保険金を支払いません。
- ① 保険金請求権者が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、同一または密接に関連する保険事故に関する法律相談または弁護士委任を行っていた場合またはこれらを予定していた
 - 場合(注)
 ② 保険金請求権者が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合または知っていたと合理的に判断できる場合
 - (注)他の弁護士に法律相談または弁護士委任を行っていた場合 またはこれらを予定していたと合理的に判断できる場合を含み

保険事故の発生の事実がない場合

- またはこれらを予定していたと合理的に判断できる場合を含みます。 (1)の規定にかかわらず、人格権侵害に関する紛争について、初年
- (5)(1)の規定にかかわらず、人格権侵害に関する紛争について、初年 度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する 日までの間に保険事故が発生した場合は、当会社は、保険金を支 払いません。
- (6)初年度契約の締結の後に保険金の支払条件の変更があった場合は、当会社は、次に掲げる保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。
 - ① 被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子に保険事故が発生した時の支払条件により算出した保険金の額
② 保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任

のうちいずれか早い時の支払条件により算出した保険金の額

第6条(保険金の支払額)

(1)一つの法律相談につき当会社の支払う法律相談費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

法律相談 費用保険 金の額 第2条(保険金を 支払う場合)(1) の損害の額 × 1 - 保険証券記載 の法律相談 費用保険金の 自己負担割合 - 保険証券記載 の法律相談 費用保険金の 自己負担割合 免責金額

(2)一つの弁護士委任につき当会社の支払う弁護士委任費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

弁護士委 任費用保 険金の額 第2条(保険金を 支払う場合)(2) の損害の額 × 1 - 保険証券記載 の弁護士委任 費用保険金の 自己負担割合 - 保険証券記載 の弁護士委任 費用保険金の 自己負担割合 免責金額

(3)(1)の規定において、保険金請求権者が法律相談費用保険金を支払うべき法律相談とそれ以外の法律相談を同時に行う場合は、次の算式によって算出した額を、(1)の算式に規定する第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害の額とみなします。

法律相談費用保険金を支払うべき法律相談に要した時間

法律相談費用の 総額

法律相談費用保険金を支払うべき法律相談およびそれ以外 の法律相談に要した時間の合計時間

(4)(2)の規定において、保険金請求権者が弁護士委任費用保険金を支払うべき弁護士委任とそれ以外の弁護士委任を同時に行う場合は、次の算式によって算出した額を(2)の算式に規定する第2条(保険金を支払う場合)(2)の損害の額とみなします。ただし、訴額に該当する金額がない場合は、社会通念上妥当な金額を損害の額とみなします。

の総額

弁護士委任費用

X

弁護士委任費用保険金を支払うべき訴額

弁護士委任費用保険金を支払うべき訴額およびそれ以外の 訴額の合計額

- (5)(1)または(3)の規定において、保険金請求権者が保険金請求権者以外の者と共同で法律相談を行う場合は、その法律相談費用を保険金請求権者と保険金請求権者以外の者の合計人数で均等分割して算出した額を、それぞれ(1)の算式に規定する第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害の額または(3)の算式に規定する法律相談費用の総額とみなします。
- (6)(2)または(4)の規定において、保険金請求権者が保険金請求権者以外の者と共同で弁護士委任を行う場合は、保険金請求権者が負担すべき損害の額を、それぞれ(2)の算式に規定する第2条(保険金を支払う場合)(2)の損害の額または(4)の算式に規定する弁護士委任費用の総額とみなします。ただし、保険金請求権者が負担すべき損害の額が明確に区分できない場合は、社会通念上妥当な金額を損害の額とみなします。
- 委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ一つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金を支払うべき最初の法律相談または弁護士委任のいずれか早い時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとします。 (8) 当会社が支払うべき保険金の支払額は、保険期間を通じ、保険
- 証券記載の法律相談費用および弁護士委任費用それぞれの保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度(注)ごとにそれぞれの保険金額をもって限度とします。
 (注)初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降
 - についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をい います。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1)第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき

- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または 共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支 払責任額を限度とします。
- 払責任額を限度とします。
 (2)(1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担割合および免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い自

己負担割合および免責金額を適用した額とします。

第8条(紛争発生時の義務等)

保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が法律相談 および弁護士委任を行う場合は、次のことを履行しなければなりま せん。

	次の事項について当会社に書面で通知し、事前に承認を得ること。	
	ア.	弁護士の氏名およびその者に関して有する連絡先等の情報
	1.	法律相談および弁護士委任の具体的な内容
1	ウ.	他の保険契約等の有無および内容(注)
	エ.	ア. からウ. までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるもの
	(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。	
2	当会社の求めに応じ、調停等の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供すること。	
	次の	事項を行う場合は、当会社に事前に通知すること。
(3)	ア.	法律相談および委任を行う弁護士の変更
9)	1.	当会社へ通知した弁護士委任費用の生じる行為の取下げ、放棄または撤回

第9条(紛争発生時の義務違反)

保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社はそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条(保険金の請求)

- (1)当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が法律相談 費用または弁護士委任費用を負担した時から発生し、これを行 使することができるものとします。
- (2)保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保 険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次 に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を 当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代 理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
 - (注1) 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義) における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限 ります。 (注2) 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)に
 - (ユン) 自題体候所があり 単内品の足銭木填おり 木(内品の足銭) における 「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または保険金請求権者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- ることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。 (6)保険金請求権者が2名以上の場合の保険金の請求については、 保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うも
- のとします。 (7)保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(5)の 規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と 異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは

85

変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の

第11条(保険金の支払時期)

- (1)当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、 保険事故、保険事故発生の状況、損害発生の有無および被保 険者または被保険者を親権者とする未婚の子に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、保険事故と損害との関係、法律相談および弁護士委任の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保 険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に 該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、 損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債 権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支 払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注)保険金請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を 完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険金請求権者に対して通知するものとします。

日に対して超れずるののとのよう。	
照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180⊟
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90⊟
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から ⑤までの事項の確認のための調査	60⊟
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うため の代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180⊟

- (注1)保険金請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を 完了した日をいいます。(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3)弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。 (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または 保険金請求権者と当会社があらかじめ合意した場合を除いて は、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支

第12条(支払保険金の返還)

- 払った保険金の返還を求めることができます。
 ① 弁護士委任の取消等により保険金請求権者が支払った着
 - 手金の返還を受けた場合 ② 訴訟の判決に基づき、保険金請求権者がその訴訟に関する
 - 費用の支払を受けた場合で、次のイ.の額がア.の額を超過する場合 ア.保険金請求権者がその訴訟について弁護士に支払った弁
 - 一、保険金請求権者がその訴訟について弁護工に又払うた弁 護士委任費用の全額イ. 判決により相手方から支払を受けることが確定した弁護士
- 金の合計額 (2)(1)の規定により当会社が返還を求める保険金の額は、次のとおりとします。ただし、当会社が既に支払った弁護士委任費用保険
 - かとしょす。たたし、当会社が成に文払うた弁護工安任負用体限金の額を限度とします。
 ① (1)の①の場合は、返還された弁護士委任費用の金額に相
 - 当する金額(注)

 ② (1)の②の場合は、イ.の額がア.の額を超過する額に相当する。
 - る金額(注) (注)第2条(保険金を支払う場合)の規定により支払われた弁護 士委任費用保険金において、自己負担割合または免責金額が

適用されている場合は、その適用された金額を限度とします。

86

第13条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより保険金請求権者が損害賠償請求権その 他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対 して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。 ただし、移転するのは、次のいずれかの額を限度とします。
 - 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合 保険金請求権者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われ ていない損害額を差し引いた額
 - (注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償 権を含みます。
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が 引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁 済されるものとします。
- (3) 保険契約者または保険金請求権者は、当会社が取得する(1) の 債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする 証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このため に必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条(失効後の保険金の支払)

第5条(保険期間と支払責任の関係)(2)の規定に従い、被害事故に関 する紛争または人格権侵害に関する紛争における保険事故によって 被保険者が死亡した場合は、普通保険約款第6条(保険契約の失効) により保険契約が失効した後であっても、この特約の規定に従い、保 険金を支払います。

第15条(普通保険約款との関係)

- (1)この特約が適用される場合には、普通保険約款第2章基本条項 のうち次に掲げる規定は適用しません。
 - 第15条(事故発生時の義務等) (1)
 - 第16条(保険金の請求) 2
 - 3 第17条(保険金の支払時期)
 - 第19条(代位) (4)

特約に適用します。

- (2)この特約については、普通保険約款第2章基本条項を次のとお り読み替えて適用します。
 - 第2条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中[保険料 領収前に生じた保険事故による損害等」とあるのは「保険料領 収前に生じた保険事故に関する紛争による損害| 第3条(告知義務)(4)の規定中[損害等の発生した後に]と
 - あるのは「保険事故の発生した後に」 第6条(保険契約の失効)の規定中[保険契約は]とあるのは
- 「この特約は (3) この特約においては、普通保険約款第2章基本条項第9条(重大 事由による解除)(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの
 - [(3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になさ れた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定 にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは ②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損 害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合に おいて、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返 還を請求することができます。 (4) 保険契約者等(注)が(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当
 - することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場 合には、(3)の規定は、(1)③ア.からオ.までのいずれにも該当 しない保険契約者等に生じた損害については適用しません。 (注)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をい
 - います。 |

第16条(被保険者の範囲変更に関する特約が付帯され

た場合の取扱い) この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特 約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、被保険者

の範囲変更に関する特約第3条(被保険者の範囲)の規定は適用しま

せん。

第17条(準用規定) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限

り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 当会社の定める紛争状況報告書
- 4. 保険事故の内容を確認できる客観的書類
- 5. 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類
- 6. 法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる領収書、その内訳がわかる書類弁護士報酬基準表その他の客観的書類
- 7. 弁護士委任契約書
- 8. 裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し
- 9. 調停調書、和解調書、審判書、示談書または判決書その他これに代わるべき書類
- 10. 保険金請求権者の印鑑証明書
- 11. 被相続人の戸籍謄本
- 12. 法定相続人の戸籍謄本
- 13. 当会社が、法律相談または委任する弁護士に照会し、事案の内容の説明を求めることについての保険金請求権者からの同意書
- 14. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 15. その他当会社が第11条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求め るものを提出しなければなりません。

ストーカー行為等被害費用 補償特約

第1条(用語の定義)

用語	定義
警察等	警察または検察庁をいいます。
継続契約	ストーカー行為等被害費用補償特約付保険契約の保険期間の終了日(注)を保険期間の開始日とするストーカー行為等被害費用補償特約付保険契約をいいます。 (注)そのストーカー行為等被害費用補償特約付帯保険契約をいいます。 が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保 険金または共済金の額をいいます。
住居等	住居、勤務先、学校その他被保険者の通常所在する場所をいいます。
初年度契約	継続契約以外のストーカー行為等被害費用補償特約付 保険契約をいいます。
ストーカー行為	同一の者に対し、つきまとい等(注)を反復して行うことをいいます。 (注)つきまとい等のうちアからエまでに掲げる行為については、身の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限ります。
ストーカー行為等	つきまとい等の行為またはストーカー行為をいいます。
電子メールの送信等	次のいずれかに掲げる行為(電話をかけることおよびファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいいます。ア、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。イにおいて同じ。)の送信を行うこと。イ、アに掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに伝随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。
つきまとい等	特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその配偶者、直系もしくは同居の親族その他その特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次のいずれかに掲げる行為をすることをいいます。ア.つきまとい、待ち伏せし、進路にふさがり、住居等の付近において見張りをし、または住居等に押し掛け、または住居等の付近をみだりにうろつくこと。イ.その行動を監視していると思わせるような事実を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。ウ.面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。エ.著しく粗野または乱暴な言動をすること。オ.電話をかけて何も告げず、または拒まれたにもかかれらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、もしくは電子メールの送信等をすること。カ.汚物、動物の死体その他の著しく不快または嫌悪の情を催させるような物を送付し、またはその知り得る状態に置くこと。キ.その名誉を害する事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。ク.その性的羞恥心を害する事項を告げもしくはその知り得る状態に置き、またはその性的羞恥心を害する電磁的記録くか他の記録を送信しもしくはその知り得る状態に置くこと。(注)電子的方式、磁気的方式またはその他の、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。
保険金	被害費用保険金をいいます。
保険事故	この特約においては、次条に掲げるいずれかの費用が発生する原因となったストーカー行為等をいいます。
	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。(注)

免責金額 (注)保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されま

せん。

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告・援 申出または告訴 助の申出または告訴をいいます。

(2)この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)

ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

89

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が日本国内においてストーカー行為等を受けることを原因として、危険または不安等を覚え警察等に申出または告訴を行ない受理された場合に、被保険者またはその親族が被保険者の安全または平穏を守ることを目的として負担した必要かつ有益な次のいずれかに該当する費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金として被保険者またはその費用の負担者である親族に支払います。

- ① ストーカー行為等を行う者の特定またはストーカー行為等を証明することを目的として購入または賃借し設置したカメラ、ビデオカメラまたはテープレコーダー等の費用
- ② 迷惑電話等を避けるために購入または賃借し設置した多機能電話器の費用または電話番号の変更にかかった費用
- ③ 緊急時のために購入または賃借し設置した非常通報装置等の 各種防犯機器の費用
- ④ ストーカー行為等への対応等について弁護士に相談した費用
- ⑤ その他ストーカー行為等から被保険者の安全または平穏を守る ことを目的として、被保険者またはその親族が負担した必要かつ 有益な費用

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかを原因とする費用については、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 被保険者に対する刑の執行
 - ④ 被保険者の心神喪失
- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する行為を行なった場合には、保険金を支払いません。
 - ① そのストーカー行為等を教唆または幇助する行為
 - ② そのストーカー行為等を容認する行為
 - ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等そのストーカー行為等を誘発する行為
- (3) 当会社は、保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失 または保険金を受け取るべき者が(2)①から③までに掲げる行 為を行なった場合は、保険金を支払いません。

第4条(保険金の支払額)

- (1)当会社が支払うべき保険金の額は、警察等に受理された申出または告訴の対象となるストーカー行為等を原因として被保険者またはその親族が負担した第2条(保険金を支払う場合)の費用の総額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2)(1)の費用は、警察等に申出または告訴を行ない受理された日からその日を含めて90日前より受理された日からその日を含めて1年を経過した日までの期間中に被保険者またはその親族が負担した費用とします。ただし、第7条(保険期間と支払責任の関係)(4)に規定する費用があった場合は、これを除きます。

第5条(支払保険金の限度額)

当会社がこの特約に基づいて支払う保険金の額は、保険期間を通じて、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度(注)ごとに、保険年度(注)中に警察等に受理された申出または告訴の対象となるストーカー行為等を原因として被保険者またはその親族が負担した第2条(保険金を支払う場合)①から⑤までの費用の合計額に対して、保険金額をもって限度とします。

(注)初年度については保険期間の初日からその日を含めて1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日からその日を含めて1年間をいいます。

第6条(保険責任の始期および終期)

(1)当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。 (注)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その

注)保険証券にこれと異なる時刻か記載されている場合は、そ(時刻とします。

1開始時間	保険期間の初日(注)の午後4時に始まります。 (注)この保険契約の締結後に被保険者に該当することと なる者がある場合には、その該当した日とします。
②終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に、警察等に受理された申出または告訴の対象となるストーカー行為等を原因とする費用および被保険者またはその親族が負担した費用に対しては保険金を支払いません。

第7条(保険期間と支払責任の関係)

- (1)当会社は、保険期間中に警察等に受理された申出または告訴の対象となるストーカー行為等を原因として被保険者またはその親族が負担した第2条(保険金を支払う場合)①から⑤までの費用に対して、保険金を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、ストーカー行為等の発生が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、その申出または告訴の対象となるストーカー行為等を原因とする費用に対しては保険金を支払いません。
- (3)(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、警察等に受理された申出または告訴が次のいずれかに該当するときは、当会社は、その申出または告訴の対象となるストーカー行為等を原因とする費用に対しては保険金を支払いません。
 - ① 保険期間の開始時より前
 - ② 保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の日数 (注)を経過した日の翌日の午前0時より前
 - (注)保険証券に記載のない場合は適用されません。
- (4)この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者またはその親族による費用の負担が生じた時が、(3)①および②のいずれかに該当するときは、当会社は、その費用については保険金を支払いません。

第8条(申出または告訴が受理された場合の義務等)

- (1)被保険者またはその親族が警察等に申出または告訴を行ない受理された場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、受理された日からその日を含めて30日以内に、被害の状況および費用の内容等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な 理由がなく(1) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは 説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と 異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が 被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条(保険金の請求)

- (1)この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保 険者またはその親族が第2条(保険金を支払う場合)の費用を負 担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)この特約にかかる保険金の請求書類は、別表に掲げる書類とします。
- (3)(2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。
 - (注)既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、 その旨を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な 理由がなく(3) の規定に違反した場合は、当会社は、これによって 当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 当会社は、損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の費用に対して支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第4条(保険金の支払額)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合 第2条の費用の額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険 金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任 額を限度とします。
- (注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条(代位)

- (1)第2条(保険金を支払う場合)の費用が生じたことにより被保険者またはその親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合 被保険者またはその親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者またはその親族が取得した債権の額から、保険金が 支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその 親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先 して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条(普通保険約款との関係)

- (1)普通保険約款第2章基本条項第2条(保険責任の始期および終期)、第17条(保険金の支払時期)(2)③および第19条(代位)の規定は適用しません。
- (2)この特約については、普通保険約款第2章基本条項を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第6条(保険契約の失効)の規定中[保険契約は]とあるのは 「この特約は」
 - ② 第17条(保険金の支払時期)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「この特約第9条(保険金の請求)(2)の規定による手続」、同条(1)③の規定中「損害等の程度、保険事故と損害等との関係、治療の経過および内容」とあるのは「ストーカー行為等の程度、ストーカー行為等とストーカー行為等を原因とする費用との関係」
- (3)この特約においては、当会社は、普通保険約款第2章基本条項第 9条(重大事由による解除)(2)および(3)の規定を次のとおり読 み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。
 - 「(2)当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保 険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 (注)を解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該 当すること。
 - ② 保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - (注)①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。
 - (3)(1)または(2)の規定による解除がストーカー行為等の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生したストーカー行為等を原因とする費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (4)保険契約者等(注)が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等(注)が負担したストーカー行為等を原因とする費用については適用しません。
 - (注)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。 」

第13条(被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲変更に関する特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、被保険者の範囲変更に関する特約第3条(被保険者の範囲)の規定は適用しません。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表|保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 当会社の定める被害状況報告書
- 4. 警察等への申出または告訴の受理証明
- 5. この特約第2条(保険金を支払う場合)に規定された費用を支払ったことを 示す領収書
- 6.被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
- 7. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 8. その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期) (1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠と して保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

地震·噴火·津波危険 補償特約

- (1) 当会社は、この特約により、下欄に掲げる特約における保険金を支払わない場合の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害等に対しても、それぞれの特約に規定する保険金を支払います。
 - ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害入院保険金支払特約、傷害通院保険金支払特約、傷害手術保険金支払特約(公的医療保険準拠型)、傷害医療費用補償特約、葬祭費用補償特約

- (2)(1)の規定によりそれぞれの特約に規定する保険金を支払う場合で、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期)(2)に掲げる特別な照会または調査および日数の規定(注)に次の区分を追加して、同条の規定を適用します。
 - (注)普通保険約款に付帯された他の特約において、特別な照会 または調査および日数が規定されている場合は、その規定を含 みます。

照会または調査	日数
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合における普通保険約款第2章基本条項第17条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	365⊟

熱中症危険に関する特約

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、保険期間中に被保険者に日射または 熱射による熱中症状が生じた場合には、次に掲げる特約に規定 する保険金を支払います。

傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害入院保険金支払特約、傷害通院保険金支払特約、傷害手術保険金支払特約(公的医療保険準拠型)、傷害医療費用補償特約

(2)(1)に掲げる特約の第1条(用語の定義)で規定される「傷害」には、日射または熱射による熱中症状を含むものとします。

第2条(疾病補償の特約における取扱い)

当会社は、この特約が付帯された場合には、次に掲げる特約に規定する保険金を支払うべき「疾病」には、日射または熱射による熱中症状は含まないものとします。

疾病入院療養一時金支払特約、疾病入院医療保険金支払特約、疾病手術医療保険金支払特約(公的医療保険準拠型)、疾病通院保険金支払特約

細菌性食中毒等に 関する特約

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、保険期間中に被保険者が身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を生じたときには、次に掲げる特約のうち、保険証券記載のこの保険契約に適用される特約に規定する保険金を支払います。

傷害死亡保険金支払特約、傷害入院保険金支払特約、傷害通院保険金支払 特約、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害手術保険金支払特約(公的医療 保険準拠型)、傷害医療費用補償特約

(2)(1)の特約の第1条(用語の定義)で規定される「傷害」には、身体 外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した 場合に急激に生じる細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症 状を含むものとします。

第2条(疾病補償の特約における取扱い)

当会社は、この特約が付帯された場合には、次に掲げる特約のうち、 保険証券記載のこの保険契約に適用される特約に規定する保険金 を支払うべき「疾病」には、身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に 吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる細菌性食中毒または ウイルス性食中毒の症状を含まないものとします。

疾病入院療養一時金支払特約、疾病入院医療保険金支払特約、疾病手術医療保険金支払特約(公的医療保険準拠型)、疾病通院保険金支払特約

第3条(特定感染症危険支払特約における取扱い)

当会社は、この特約が付帯された場合には、特定感染症危険支払特約(注)に規定する保険金を支払うべき「特定感染症」には、身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を含まないものとします。

(注)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保 険金」支払特約および特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保 険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約をいいます。

交通事故傷害危険のみ 補償特約

第1条(用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をい います。
競技等	競技、競争、興行(注1)、訓練(注2)または試運転(注3)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 (注3)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	第5条(交通乗用具の範囲)に規定する乗用具をいいます。
傷害	第2条(保険金を支払う場合)に規定する傷害をいいます。
保険事故	第2条(1)に規定する事故をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、下欄に掲げる特約第1条(用語の定 義)の「傷害」を、被保険者が日本国内または国外における次のい ずれかに該当する事故によるものに限定し、当会社はその傷害 またはその傷害を被ったことにより生じた損害に対して、この保 険契約に適用される普通保険約款等の規定に従い保険金を支 払います。

傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害入院保険金 支払特約、傷害通院保険金支払特約、傷害手術保険金支払特約(公的医療 保険準拠型)、傷害医療費用補償特約

- 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者に生じた運 (1) 行中の交通乗用具(注1)との衝突、接触等の交通事故または 運行中の交通乗用具(注1)の衝突、接触、火災、爆発等の交通 事故
- 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置の ある室内(注2)に搭乗している被保険者(注3)または乗客(注 4)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(注5)にい る被保険者に生じた急激かつ偶然な外来の事故
- 道路通行中の被保険者に生じた作業機械としてのみ使用さ れている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械として のみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等 の事故
- 交通乗用具(注1)の火災
- (注1)これに積載されているものを含みます。
- (注2)隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除 きます。
- (注3)極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。
- (注4)入場客を含みます。

除きます。

- (注5) 改札口の内側をいいます。
- (2)(1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然か つ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症 状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中
- 毒は含みません。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を

99

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故。 ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に 限ります。
 - ア.法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
 - ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑩ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故
 - ① ⑥から⑩までの事由に随伴して生じた保険事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた保険事故
 - ⑩ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2)保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3)運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
 - (注4)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (注5)使用済燃料を含みます。
 - (注6)原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
 - きでも、保険金を支払いません。
 ② 被保険者の入浴中の溺水(注2)。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水(注2)に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を
 - 支払います。

(注1)いわゆる[むちうち症]をいいます。

(注2)水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

100

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

- (1) 当会社は、前条のほか、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ① 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに 該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具 を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を 支払います。
 - イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
 - ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
 - ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(注)以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
 - ④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間 ア.グライダー
 - イ. 飛行船
 - ウ. 超軽量動力機
 - エ. ジャイロプレーン
 - (注)定期便であると不定期便であるとを問いません。
- (2) 当会社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに 従事中にその作業に直接起因する保険事故によって被った傷害 に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わな いのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ① 交通乗用具への荷物等(注)の積込み作業、交通乗用具からの荷物等(注)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(注)の整理作業
 - ② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業 (注)荷物、貨物等をいいます。

第5条(交通乗用具の範囲)

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

八平工	- 大文子田日
分類 	交通乗用具
軌道上を走行する	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープ ウェー、いす付リフト
陸上の乗用具	(注)ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で 専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティー バーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない	自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、 自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車 両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母 車、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装 置のあるものに限ります。)
陸上の乗用具	(注)作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
空の乗用具	航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽 量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、 ウルトラライト機等)、ジャイロプレーン)
	(注)ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハ ンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶(ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。) およびボートを含みます。)
小工以未用完	(注)幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード 等は除きます。
	エレベーター、エスカレーター、動く歩道
その他の乗用具	(注)立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された 装置等は除きます。

第6条(他の特約との関係)

この特約が適用される場合には、第2条(保険金を支払う場合)(1) に掲げる特約のうち、次の規定は適用しません。

- ① 第1条(用語の定義)の「乗用具」
- ② 第2条(保険金を支払う場合)
- ③ 第3条(保険金を支払わない場合-その1)
- ④ 第4条(保険金を支払わない場合-その2)

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

特定感染症危険 「後遺障害保険金、 入院保険金および通院保険金」 支払特約

第1章 用語の定義条項

第1条(用語の定義)

(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

ます。	
用語	定義
オンライン診療	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。
継続契約	特定感染症危険支払特約付帯保険契約の保険期間の満了日(注)を保険期間の開始日とする特定感染症危険支払特約付帯保険契約をいいます。 (注)その特定感染症危険支払特約付帯保険契約が満了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業 制限をいいます。
診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外 の医師をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律第1章第6条(定義等)第2項から第4項までに規定 する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症(注)をいいます。 (注)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)である感染症のうち、発病時点で同法第1章第6条第7項第3号の新型コロナウイルス感染症に定められているものをいいます。
特定感染症危険支払特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および 通院保険金」支払特約または特定感染症危険「後遺障害 保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険 金」支払特約をいいます。
保険金	後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。
保険事故	この特約においては、特定感染症の発病をいいます。

(2)この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)

臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2)(1)の発病の認定は、診断によります。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った特定感染症に限ります。
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故 意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保 険金を支払わないのはその被保険者の被った特定感染症に限 ります。
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故
 - ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた保険事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた保険事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2)保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (注4)使用済燃料を含みます。
 - (注5)原子核分裂生成物を含みます。
- (2)当会社は、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害入院保険金支払 特約および傷害通院保険金支払特約の規定に従い保険金を支 払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払 いません。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

- (1) 当会社は、保険責任の始期日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- (2)(1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第5条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

X

後遺障害保険金 の額

保険金額

別表1に掲げる各等級の 後遺障害に対する保険金支払割合

- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上 ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級 に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後 遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級 に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

適用する 割合 別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する 保険金支払割合

既にあった後遺障害に該当 する等級に対する保険金 支払割合

第6条(入院保険金の支払)

(1)当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金の額 ― 入院保険金日額 × 入院した日数(注)

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発 病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対し ては、入院保険金を支払いません。

- (2) 当会社は、被保険者に就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。
- (3)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。
 - (注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法 の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処 置を含みます。
- (4)被保険者がこの特約または傷害入院保険金支払特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第7条(通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金の額

通院保険金日額

通院した日数(注)

- (注)90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (2)当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または傷害入院保険金 支払特約の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対し ては、通院保険金を支払いません。
- (3)被保険者がこの特約または傷害通院保険金支払特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条(当会社の責任限度額)

当会社がこの特約の規定に基づき支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次の額をもって限度とします。

第9条(他の特約による支払保険金に関する特則)

- (1)傷害死亡保険金支払特約の規定に基づき当会社が支払うべき 死亡保険金の額は、保険金額から傷害後遺障害保険金支払特 約第2条(保険金を支払う場合)および第5条(後遺障害保険金 の支払)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除し た残額とします。
- (2)傷害後遺障害保険金支払特約の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から傷害後遺障害保険金支払特約第2条(保険金を支払う場合)および第5条(後遺障害保険金の支払)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。
- (3)被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中に、さらに傷害入院保険金支払特約の規定による入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、傷害入院保険金支払特約に規定する入院保険金を支払いません。
- (4)第6条(入院保険金の支払)の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、傷害通院保険金支払特約に規定する通院保険金を支払いません。
- (5)被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中に、さらに傷害通院保険金支払特約の規定による通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、傷害通院保険金支払特約に規定する通院保険金を支払いません。

第3章 基本条項

第10条(事故発生時の義務等)

被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第11条(保険金の請求)

- (1)この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア.被保険者に後遺障害が生じた時
 - イ.特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ② 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア.被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時
 - イ.特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ③ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア.被保険者が被った第2条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時
 - イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
 - ウ.特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2)この特約にかかる保険金の請求書類は、別表2に掲げる書類とします。

第12条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の 要求)

- (1)当会社は、第10条(事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第2章基本条項第16条(保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断のために要した費用(注)は、当会社が負担します。
- (注)収入の喪失を含みません。

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	 (1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの 	100%
第2級	 (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの 	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 唱しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第5級	 (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったものをいいます。以下同様とします。) 	59%
第6級	 (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%

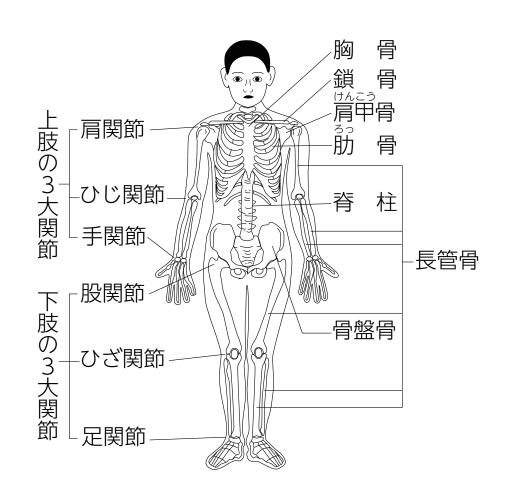
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第8級	 (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの 	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

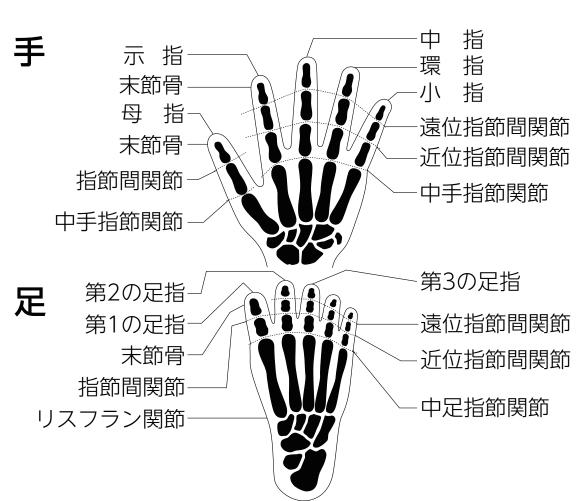
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	 (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	7%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第14級	 (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの 	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図





別表2 保険金請求書類

保険金種類	後遺障害	入院	通院
提出書類	害	P7T	PJT
1.保険金請求書			
2. 保険証券	0	0	0
3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書			
4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類		0	0
5.被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載したその被保険者以外の医師または公的機関の証明書			
6. 被保険者の印鑑証明書	0	0	0
7. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合)			
8. その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	0	0	0

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が 求めるものを提出しなければなりません。

公共交通乗用具搭乗時等における 増額支払特約

第1条(用語の定義)

(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

まり。 		
用語	定義	
運行中	公共交通乗用具および交通乗用具が通常の目的に従っ て使用されている間をいいます。	
競技等	競技、競争、興行(注1)、訓練(注2)または試運転(注3)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 (注3)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。	
公共交通乗用具	第3条(交通乗用具の範囲)に定める交通乗用具のうち、 航空法、鉄道事業法、海上運送法または道路運送法等 (注1)に基づき、それぞれの事業(注2)を行う機関によっ て運行される航空機、電車、船舶、バス等をいいます。 (注1)日本国外においてはその地域における同種の法令 をいいます。 (注2)道路運送法においては、同法第三条(種類)第一号 イおよび口に定める事業をいいます。	
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。	
交通乗用具	第3条(交通乗用具の範囲)に規定する乗用具をいいます。	
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。	
特約後遺障害 保険金	次条(1)①による場合は第1号後遺障害保険金、②の規 定による場合は第2号後遺障害保険金をいいます。	
特約死亡保険金	次条(1)①による場合は第1号死亡保険金、②の規定による場合は第2号死亡保険金をいいます。	
保険金	特約後遺障害保険金または特約死亡保険金をいいます。	

(2)この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)	
航空法(昭和27年法律第231号)	
鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	
海上運送法(昭和24年法律第187号)	
道路運送法(昭和26年法律第183号)	

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかにより傷害を被り、傷害死 亡保険金支払特約または傷害後遺障害保険金支払特約の保険 金を支払う場合は、この特約、普通保険約款および傷害死亡保 険金支払特約または傷害後遺障害保険金支払特約の規定に従 い特約死亡保険金または特約後遺障害保険金を支払います。
 - 被保険者が公共交通乗用具に乗客として搭乗している間 (注1)において生じた急激かつ偶然な外来の事故
 - 次のいずれかの事故
 - ア.被保険者が運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくは その装置のある室内(注2)に搭乗している間(注1)、または、 乗客(注3)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内 (注4)にいる間において生じた急激かつ偶然な外来の事故
 - イ.被保険者が運行中の交通乗用具に搭乗していない間にお いて、運行中の交通乗用具(注5)と衝突・接触等をしたこと により生じた交通事故、または運行中の交通乗用具(注5) の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故
 - (注1)極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。
 - (注2)隔壁等により通行できないように仕切られている場所を 除きます。
 - (注3)入場者を含みます。
 - (注4) 改札口の内側をいいます。
 - (注5)これに積載されているものを含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア.交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ に該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用 具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険 金を支払います。
 - イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所に おいて、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用 している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上 で競技等に準ずる方法・態様により次条の軌道を有しない 陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払 います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占 有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用い て競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様によ り同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
 - 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職 務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒で ある被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗してい る間
 - 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(注)以外 の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭 乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
 - 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間 ア.グライダー
 - イ. 飛行船
 - ウ. 超軽量動力機
 - エ. ジャイロプレーン
 - (注)定期便であると不定期便であるとを問いません。
- (3) 当会社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに 従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対 しては、保険金を支払いません。
- 交通乗用具への荷物等(注)の積込み作業、交通乗用具から の荷物等(注)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等
 - (注)の整理作業 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

117

(注)荷物、貨物等をいいます。

第3条(交通乗用具の範囲)

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する 陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープ ウェー、いす付リフト
	(注)ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で 専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティー バーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない	自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、 自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車 両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母 車、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装 置のあるものに限ります。)
陸上の乗用具	(注)作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
空の乗用具	航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽 量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、 ウルトラライト機等)、ジャイロプレーン)
	(注)ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハ ンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶(ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。) およびボートを含みます。)
	(注)幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード 等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注)立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された 装置等は除きます。

第4条(他の特約の読み替え)

- (1)この特約が付帯された保険契約に傷害死亡保険金支払特約が 付帯されている場合は、傷害死亡保険金支払特約を次のとおり 読み替えて適用します。
 - ① 第2条(保険金を支払う場合)、第3条(保険金を支払わない場合-その1)、第4条(保険金を支払わない場合-その2)、第6条(他の身体の障害または疾病の影響)、第9条(事故発生時の義務等)、第10条(保険金の請求)(2)の別表3、第11条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第12条(死亡保険金受取人の変更)の規定中「傷害死亡保険金」とあるのは「特約死亡保険金」
 - ② 第2条(保険金を支払う場合)の規定中「傷害後遺障害保険金」とあるのは「特約後遺障害保険金」
 - ③ 第10条(保険金の請求)の規定中「保険金」とあるのは「特約死亡保険金」
- (2)この特約が付帯された保険契約に傷害後遺障害保険金支払特 約が付帯されている場合は、傷害後遺障害保険金支払特約を次 のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第2条(保険金を支払う場合)、第3条(保険金を支払わない場合-その1)、第4条(保険金を支払わない場合-その2)、第5条(当会社の責任限度額)、第6条(他の身体の障害または疾病の影響)、第7条(事故発生時の義務等)、第8条(保険金の請求)(2)の別表4、第9条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第10条(傷害後遺障害保険金の受取人の変更)の規定中「傷害後遺障害保険金」とあるのは「特約後遺障害保険金」
 - ② 第8条(保険金の請求)の規定中、「保険金」とあるのは「特約後遺障害保険金」

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険料分割払特約 (一般団体)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
□座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、その追加保険料 をいい、分割して払い込む場合は初回分割追加保険料を いいます。
追加保険料	普通保険約款等の規定により、当会社が請求する追加保 険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券(注)記載の払込期日をいいます。 (注)これに代わる書面を含みます。
分割追加保険料	追加保険料を残余の回数および金額に分割して払い込む場合におけるその分割した追加保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券(注)に記載された保険料をいいます。 (注)これに代わる書面を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを当会社が承認した場合に適用されます。

第3条(分割保険料の払込み)

(1)保険契約者は、分割保険料を次の区分に従い、当会社に払い込まなければなりません。

区分	分割保険料の払込み
①初回分割保険料	この保険契約の締結と同時に払い込むものとします。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、初回分割保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むことができます。
②第2回目以降の 分割保険料	払込期日までに払い込むものとします。

- (2)第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日を第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

120

第4条(分割保険料領収前の事故)

- (1)保険期間が始まった後でも、保険契約者が初回分割保険料の払 込みを怠った場合は、当会社は、初回分割保険料領収前に生じ た保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。
- (2)保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日の属する月の翌月末日までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。
- (3)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が、保険事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠った場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、保険事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。
- (4)(2)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(2)、(3)および第7条(保険契約の解除-分割保険料不払の場合)(1)①の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対してその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条(追加保険料の払込み)

- (1)次のいずれかの規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、残余の分割回数がある場合は、追加保険料をその回数および金額に分割して払い込むことができます。
 - ① 普通保険約款第2章基本条項第12条(保険料の返還または追加保険料の請求-告知義務等の場合)(1)①
 - ② 普通保険約款第2章基本条項第12条(1)②
- (2)(1)の場合において、追加保険料を分割して払い込む場合は、分割追加保険料を残余の払込期日までに払い込まなければなりません。
- (3)(1)の場合において、追加保険料を口座振替により払い込む場合は、当会社は、追加保険料(注)を払い込むべき払込期日を、提携金融機関において口座振替が可能となる最初の口座振替日とすることができます。
 - (注)分割追加保険料については、初回分割追加保険料をいいます。

第6条(追加保険料不払の場合の取扱い)

- (1) 当会社は、保険契約者が前条(1) ①または②の初回追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みがなかった場合に限ります。
- (2)(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3)(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (4) 前条(1) ①の追加保険料を請求する場合において、(1) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。
 - (注)既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)前条(1)②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。
- (6)初回追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みがなかった場合で、その払込期日の属する月の翌月末日までに生じた保険事故による支払事由に対して、初回追加保険料を請求すべき事由に対する保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者はその払込期日に払い込むべき保険料(注)を当会社に払い込まなければなりません。
 - (注)初回追加保険料とその払込期日までに払い込むべき分割保 険料とを合計した保険料をいいます。
- (7) (1) および(6) の規定にかかわらず、初回追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(1) および(6) の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対してその初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第7条(保険契約の解除-分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い 込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日 に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2)(1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき 払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3)(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険料分割払特約 (一般)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
□座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、その追加保険料 をいい、分割して払い込む場合は初回分割追加保険料を いいます。
追加保険料	普通保険約款等の規定により、当会社が請求する追加保 険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券(注)記載の払込期日をいいます。 (注)これに代わる書面を含みます。
分割追加保険料	追加保険料を残余の回数および金額に分割して払い込む場合におけるその分割した追加保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券(注)記載の回数に分割して払い 込むものとして保険証券(注)に記載された保険料をいい ます。 (注)これに代わる書面を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い 込むことを当会社が承認した場合に適用されます。

第3条(分割保険料の払込み)

(1)保険契約者は、分割保険料を次の区分に従い、当会社に払い込まなければなりません。

区分	分割保険料の払込み
①初回分割保険料	この保険契約の締結と同時に払い込むものとします。
②第2回目以降の 分割保険料	払込期日までに払い込むものとします。

- (2)第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日を第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第4条(分割保険料領収前の事故)

- (1)保険期間が始まった後でも、保険契約者が初回分割保険料の払 込みを怠った場合は、当会社は、初回分割保険料領収前に生じ た保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。
- (2)保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日の属する月の翌月末日までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。
- (3)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が、保険事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠った場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、保険事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。
- (4)(2)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(2)、(3)および第7条(保険契約の解除-分割保険料不払の場合)(1)①の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対してその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条(追加保険料の払込み)

- (1)次のいずれかの規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、残余の分割回数がある場合は、追加保険料をその回数および金額に分割して払い込むことができます。
 - ① 普通保険約款第2章基本条項第12条(保険料の返還または 追加保険料の請求-告知義務等の場合)(1)①
 - ② 普通保険約款第2章基本条項第12条(1)②
- (2)(1)の場合において、追加保険料を分割して払い込む場合は、分割追加保険料を残余の払込期日までに払い込まなければなりません。
- (3)(1)の場合において、追加保険料を口座振替により払い込む場合は、当会社は、追加保険料(注)を払い込むべき払込期日を、提携金融機関において口座振替が可能となる最初の口座振替日とすることができます。
 - (注)分割追加保険料については、初回分割追加保険料をいいます。

第6条(追加保険料不払の場合の取扱い)

- (1)当会社は、保険契約者が前条(1)①または②の初回追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みがなかった場合に限ります。
- (2)(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3)(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (4) 前条(1) ①の追加保険料を請求する場合において、(1) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。
 - (注)既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)前条(1)②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による支払事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。
- (6)初回追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みがなかった場合で、その払込期日の属する月の翌月末日までに生じた保険事故による支払事由に対して、初回追加保険料を請求すべき事由に対する保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者はその払込期日に払い込むべき保険料(注)を当会社に払い込まなければなりません。
 - (注)初回追加保険料とその払込期日までに払い込むべき分割保 険料とを合計した保険料をいいます。
- (7)(1)および(6)の規定にかかわらず、初回追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(1)および(6)の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対してその初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第7条(保険契約の解除-分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い 込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2)(1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき 払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3)(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

被保険者の範囲変更に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。

第3条(被保険者の範囲)

- (1)この特約により、この保険契約における被保険者は、保険証券記載の被保険者の型に基づき、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 家族型の場合ア.本人の配偶者イ.本人またはその配偶者の同居の親族ウ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ② 夫婦型の場合本人の配偶者
 - ③ 本人・親族型の場合 ア.本人と同居の親族(ただし、本人の配偶者を除きます。) イ.本人と別居の未婚の子
- (2)(1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、保険事故発生時におけるものをいいます。
- (3) 保険契約締結の後、本人が死亡し、下表に定める事由に該当しない場合(注1)には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。
 - ① 家族のうち新たに本人となる者(注2)の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解除すること。
 - (注1)この特約および普通保険約款の規定により、この保険契約 が失効する場合を除きます。

(注2)夫婦型の場合には、新たに本人となる配偶者とします。

特約名	事由
傷害死亡保険金支払特約	本人が傷害死亡保険金支払特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害死亡保険金を支払うべき事由によって死亡した場合
傷害後遺障害保険金支払 特約	本人が傷害後遺障害保険金支払特約第2条(保 険金を支払う場合)の後遺障害保険金の支払を 受けていた場合
特定感染症危険「後遺障害 保険金、入院保険金および 通院保険金」支払特約	本人が特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約第5条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合
特定感染症危険「後遺障害 保険金、入院保険金、通院 保険金および葬祭費用保 険金」支払特約	本人が特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約第5条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合、または同特約第8条(葬祭費用保険金の支払)の葬祭費用保険金を支払うべき事由によって死亡した場合

(4)(3)の事由によって本人が死亡した場合でも、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

第4条(当会社の責任限度額)

当会社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれ の保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券 に記載された保険金額

第5条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)

- (1)第7条(普通保険約款または他の特約との関係)(4)で読み替え後の普通保険約款第2章基本条項第9条(重大事由による解除)(2)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合、本人から普通保険約款第2章基本条項第10条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定による解除請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害後遺障害保険金支払特約第2条(保険金を支払う場合)または特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約あるいは特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約第5条(後遺障害保険金の支払)(1)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
 - ① 家族のうち新たに本人となる者(注1)の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約(注2)を解除すること。 (注1)夫婦型の場合には、新たに本人となる配偶者とします。 (注2)その家族に係る部分に限ります。
- (2)第7条(普通保険約款または他の特約との関係)(4)で読み替え 後の普通保険約款第2章基本条項第9条(重大事由による解除) (2)④の規定により当会社が本人である被保険者に係る部分に ついて解除を行った場合または普通保険約款第2章基本条項第 10条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により 本人が解除を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、 第3条(被保険者の範囲)(1)および(2)の規定の適用は、その本 人との続柄によるものとします。

第6条(死亡保険金受取人の変更)

傷害死亡保険金支払特約第12条(死亡保険金受取人の変更)(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第7条(普通保険約款または他の特約との関係)

- (1)この特約が適用される場合には、普通保険約款のうち次に掲げる規定は適用しません。
 - ① 普通保険約款第1章基本条項第1条(用語の定義)の「被保険者」
 - ② 普通保険約款第2章基本条項第14条(保険料の返還-解除の場合)④および⑤
- (2)この特約が付帯された保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合は、傷害死亡保険金支払特約第7条(保険契約の無効)の規定は適用しません。
- (3)この特約については、普通保険約款第2章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第6条(保険契約の失効)の規定中「被保険者が死亡した場合には」とあるのは「被保険者が死亡し、被保険者の範囲変更に関する特約第3条(被保険者の範囲)(1)に規定する被保険者がいなくなった場合には」
 - ② 第14条(保険料の返還-解除の場合)②の規定中「第9条(2)」とあるのは「第9条(2)①または③」、同条(注1)の規定中「被保険者」とあるのは「家族」
 - ③ 第14条(保険料の返還-解除の場合)③の規定中「第8条(保険契約者による保険契約の解除)」とあるのは「普通保険約款第2章基本条項第8条(保険契約者による保険契約の解除)の規定または被保険者の範囲変更に関する特約第3条(被保険者の範囲)(3)②もしくは第5条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)(1)②|
 - ④ 第23条(被保険者が複数の場合の約款の適用)の規定中「被保険者」とあるのは「家族」、「2名以上」とあるのは「2以上」
- (4) この特約については、普通保険約款第2章基本条項第9条(重大 事由による解除)(2) および(3) を次のとおり読み替えて適用し ます。
 - 「(2)当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保 険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 (注)を解除することができます。
 - ① 本人が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 本人以外の被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ③ 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
 - ④ 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - (注)①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。
 - (3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故(注1)の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故(注1)による損害等に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - ことか (さます。 (注1)(2)①の規定による解除がなされた場合には、その家族 に生じた保険事故をいい、(2)②から④までの規定による解 除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故を
 - 除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。 (注2)(2)③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいず

132

- (5)この特約が付帯された保険契約に次の特約が付帯されている場合は、次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 傷害死亡保険金支払特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)(1)①の規定中「保険契約者(注1)または被保険者」とあるのは「被保険者」
 - ② 傷害後遺障害保険金支払特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)(1)①の規定中「保険契約者(注1)または被保険者」とあるのは「被保険者」
 - ③ 傷害入院保険金支払特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)(1)①の規定中「保険契約者(注1)または被保険者」とあ るのは「被保険者」
 - ④ 傷害手術保険金支払特約(公的医療保険準拠型)第3条(保 険金を支払わない場合-その1)(1)①の規定中「保険契約者 (注1)または被保険者」とあるのは「被保険者」
 - ⑤ 傷害通院保険金支払特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)(1)①の規定中「保険契約者(注1)または被保険者」とあるのは「被保険者」
 - ⑥ 傷害医療費用補償特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)(1)①の規定中「保険契約者(注1)または被保険者」とあるのは「被保険者」
 - ⑦ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)(1) ①の規定中「保険契約者(注1)または被保険者」とあるのは「被保険者」
 - ⑧ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金 および葬祭費用保険金」支払特約第3条(保険金を支払わない 場合-その1)(1)①の規定中「保険契約者(注1)または被保険 者」とあるのは「被保険者」

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

保険契約の自動継続に関する特約 (分割払契約用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
払込期日	継続前契約の保険期間の満了する日の属する月の末日を いいます。
保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約 継続証をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条(保険契約の継続)

- (1)この保険契約の満了する日の1か月前の日までに、当会社または 保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合に は、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容(注)で継 続されるものとします。以後毎年同様とします。
 - (注)第7条(継続契約に適用される制度・料率等)に規定する場合を除きます。
- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者の契約年齢が進行することにより、その被保険者に適用する保険料が変更となる場合には、適用する保険料を変更するものとします。
- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、継続されるべき保険契約の保険期間の末日における被保険者の満年齢が、当会社の定める範囲を超える場合は、保険契約は継続されません。
- (4)(1)から(3)までの規定にかかわらず、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。
- (5)(1)および(4)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第4条(継続契約の保険料および払込方法)

- (1)継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2)保険契約者は、継続契約の保険料を、払込期日までに払い込むものとします。

第5条(継続契約の保険料領収前の事故)

保険契約者が、前条の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までの払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第6条(継続契約の解除-保険料不払の場合)

- (1)保険契約者が、第4条(継続契約の保険料および払込方法)の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条(継続契約に適用される制度・料率等)

- (1)この保険契約に適用した制度・料率等(注)が改定された場合には、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、制度・料率等(注)が改定された日以降第3条(保険契約の継続)(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等(注)を変更します。
 - (注)普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保 険料率等をいいます。
- (2)(1)の規定により第4条(継続契約の保険料および払込方法)から第6条(継続契約の解除-保険料不払の場合)までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。

第8条(継続契約に適用される特約)

この保険契約が第3条(保険契約の継続)(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第9条(継続契約の告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、第3条(保険契約の継続)(1)および(4)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項(注)に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
 - (注)継続前契約の告知事項について、普通保険約款第2章基本 条項第3条(告知義務)(3)③の規定による訂正に基づく変更 があった場合は、その変更後の内容をいいます。
- (2) 当会社は、保険契約継続の際、保険契約者または被保険者が、 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げ なかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約 者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除するこ とができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が、保険契約継続の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約継続の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を継続していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った 時から1か月を経過した場合またはその継続契約の締結時か ら2年を経過した場合
 - (注)当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4)(2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第2章基本条項第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した損害等については適用しません。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険契約の自動継続に関する特約 (年払契約用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
払込期日	継続前契約の保険期間の満了する日の属する月の末日をいいます。
保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約 継続証をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条(保険契約の継続)

- (1)この保険契約の満了する日の1か月前の日までに、当会社または 保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合に は、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容(注)で継 続されるものとします。以後毎年同様とします。
 - (注)第7条(継続契約に適用される制度・料率等)に規定する場合を除きます。
- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者の契約年齢が進行することにより、その被保険者に適用する保険料が変更となる場合には、適用する保険料を変更するものとします。
- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、継続されるべき保険契約の保険期間の末日における被保険者の満年齢が、当会社の定める範囲を超える場合は、保険契約は継続されません。
- (4)(1)から(3)までの規定にかかわらず、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。
- (5)(1)および(4)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第4条(継続契約の保険料および払込方法)

- (1)継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2)保険契約者は、継続契約の保険料を、払込期日までに払い込むものとします。

第5条(継続契約の保険料領収前の事故)

保険契約者が、前条の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までの払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第6条(継続契約の解除-保険料不払の場合)

- (1)保険契約者が、第4条(継続契約の保険料および払込方法)の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条(継続契約に適用される制度・料率等)

- (1)この保険契約に適用した制度・料率等(注)が改定された場合には、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、制度・料率等(注)が改定された日以降第3条(保険契約の継続)(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等(注)を変更します。
 - (注)普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保 険料率等をいいます。
- (2)(1)の規定により第4条(継続契約の保険料および払込方法)から第6条(継続契約の解除-保険料不払の場合)までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。

第8条(継続契約に適用される特約)

この保険契約が第3条(保険契約の継続)(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第9条(継続契約の告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、第3条(保険契約の継続)(1)および(4)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項(注)に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
 - (注)継続前契約の告知事項について、普通保険約款第2章基本 条項第3条(告知義務)(3)③の規定による訂正に基づく変更 があった場合は、その変更後の内容をいいます。
- (2) 当会社は、保険契約継続の際、保険契約者または被保険者が、 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げ なかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約 者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除するこ とができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が、保険契約継続の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約継続の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を継続していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った 時から1か月を経過した場合またはその継続契約の締結時か ら2年を経過した場合
 - (注)当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4)(2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第2章基本条項第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した損害等 については適用しません。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

通信販売に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

————————————————————————————————————	
用語 	定義
継続契約	第7条(保険契約の継続)(1)または(4)の規定により継続 される保険契約をいいます。
□座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、一時払保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、初回分割保険料をいいます。
初回保険料 払込期日	初回保険料の払込方法ごとに当会社の定める期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券等記載の払込期日をいいます。
保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証、および契約内容変更時に発行する書面をいいます。

第2条(保険契約の申込み)

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により申込みをすることができるものとします。
 - ① 保険契約申込書に所定の事項を記載し、当会社または代理 店に送付すること。
 - ② 電話またはインターネット等を媒介とした通信手段によって 当会社または代理店に対し保険契約の申込みの意思を表示すること。(注)
 - (注)当会社所定のウェブサイト等上の保険契約申込画面に必要な情報を入力し、当会社へ送信することを含みます。
- (2)(1)の規定により、当会社が保険契約の申込みを受けた場合、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、その結果を保険契約者に通知します。
- (3)(1)②の規定による保険契約の申込みを行う場合には、普通保 険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)に規定する告 知事項の定義を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、電話またはインターネット等を媒介とした通信手段によって提示すること(注1)により当会社が告知を求めたものをいいます。(注2) (注1)当会社所定のウェブサイト等上の保険契約申込画面に掲示することを含みます。 (注2)他の保険契約等に関する事項を含みます。

140

第3条(保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、保険契約申込書等(注)に記載または表示された ところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むもの とします。
 - (注)当会社所定のウェブサイト等上の保険契約申込画面および引 受承諾時に発行される引受内容等を記載した書面を含みます。
- (2)保険契約者は、申込みをした後、初回保険料を初回保険料払込期日までに、次のいずれかの手続により払い込まなければなりません。
 - ① 銀行振込
 - ② 口座振替
 - ③ 書留
 - ④ クレジットカード払
- (3)(2)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が初回保険料 払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠っ た理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかっ たことによる場合においては、当会社が口座振替請求を行った 最も早い振替日(注)を初回保険料払込期日とみなしてこの特約 を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保 険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
 - (注)その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となるときには、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。
- (4)保険料を分割して払い込む場合で、(3)の規定により初回保険料払込期日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当会社は、第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に口座振替します。
- (5)保険契約者は、(2)に定める手続のほか、当会社が指定する保険料収納窓口を通じて当会社の定める手続に従い、(2)の初回保険料を払い込むことができるものとします。この場合に、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以降、普通保険約款第2章基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前に生じた保険事故に関する規定は適用されないものとします。
- (6)(2)から(5)までの規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払いに関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払いに関する他の特約の規定に従うものとします。
- (7)保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料については、払込期日に、(2)の規定によるいずれかの手続または(6)の規定に基づく方法により払い込まなければなりません。

第4条(保険責任の始期および終期)

当会社の保険責任の始期および終期は、普通保険約款第2章基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(1)の規定にかかわらず、次によります。

①開始時間	保険期間の初日(注1)の次の時刻に始まります。 ア.イ以外の場合 午前0時(注2) イ.この保険契約が継続契約の場合 午後4時 (注1)初回保険料払込期日(注3)の翌日以降とします。 (注2)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。 (注3)前条(3)の規定により初回保険料払込期日が変更される場合には、変更前の初回保険料払込期日とします。
②終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

第5条(初回保険料領収前の事故)

- (1)初回保険料払込期日までに第3条(保険料の払込方法)(2)の初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、その初回保険料を、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が、第3条(保険料の払込方法)(2)の初回保険料について、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込んだ場合には、保険契約締結時に初回保険料を領収したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を適用します。
- (3)第3条(保険料の払込方法)(2)②の手続により初回保険料を払い込む場合で、保険契約者が(1)に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合は、当会社は、(1)、(2)および次条(1)の「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、保険料を分割して払い込むときは、当会社は、保険契約者に対して初回保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。
- (4)(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 第3条(保険料の払込方法)(2)の初回保険料払込み前に生じた 保険事故による損害等に対して保険金の支払を受ける場合に は、その支払を受ける前に、保険契約者はその初回保険料を当 会社に払い込まなければなりません。

第6条(保険契約の解除-初回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、 初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除する ことができます。
- (2)(1)の規定は、保険料を分割して払い込む場合にこの保険契約 に付帯された特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適 用されます。
- (3)(1)の解除は、保険契約者に対する書面またはインターネット等を媒介とした通信手段による通知をもって行います。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条(保険契約の継続)

- (1)この保険契約の満了する日の1か月前の日までに、当会社または 保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合に は、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容(注)で継 続されるものとします。以後毎年同様とします。
 - (注)第11条(継続契約に適用される制度・料率等)に規定する場合を除きます。
- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者の契約年齢が進行することにより、その被保険者に適用する保険料が変更となる場合には、適用する保険料を変更するものとします。
- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、継続されるべき保険契約の保険期間の末日における被保険者の満年齢が、当会社の定める範囲を超える場合は、保険契約は継続されません。
- (4)(1)から(3)までの規定にかかわらず、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。
- (5)(1)および(4)の規定により、この保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第8条(継続契約の保険料および払込方法)

- (1)継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2)保険料を一括して払い込む保険契約の場合の継続契約の一時 払保険料は、当会社が事前に通知した継続契約の初回保険料払 込期日までに、第3条(保険料の払込方法)(2)の規定によるいず れかの手続または同条(5)の規定による手続もしくは同条(6)の 規定に基づく方法により払い込むものとします。
- (3)保険料を分割して払い込む保険契約の場合の継続契約の初回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月、第3条(保険料の払込方法)(2)の規定によるいずれかの手続または同条(5)の規定による手続もしくは同条(6)の規定に基づく方法により払い込むものとします。
- (4)(2)または(3)の継続契約における初回保険料の払込方法が第3条(保険料の払込方法)(2)②の手続による場合で、保険契約者が継続契約の初回保険料払込期日までに継続契約の初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、当会社が口座振替請求を行った最も早い振替日(注)を継続契約の初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
 - (注)その振替日が継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となるときには、継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。
- (5)保険料を分割して払い込む場合で、継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌月以降に継続契約の初回分割保険料を口座振替する場合は、当会社は、継続契約の第2回目以降に払い込むべき分割保険料と初回分割保険料を同時に口座振替します。

第9条(継続契約の初回保険料領収前の事故)

- (1)前条(2)または(3)の継続契約の初回保険料払込期日に継続契約の初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の初回保険料を、その継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに継続契約の初回保険料を払い込んだ場合には、この保険契約の継続時に継続契約の初回保険料を領収したものとみなして、継続契約の普通保険約款および継続契約に付帯された特約の規定を適用します。
- (3)前条(2)または(3)の継続契約における初回保険料の払込方法が第3条(保険料の払込方法)(2)②の手続による場合で、かつ、保険契約者が(1)に規定する継続契約の初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(1)、(2)および次条(1)の「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、保険料を分割して払い込むときは、当会社は、保険契約者に対してその継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。
- (4)(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 継続契約の初回保険料領収前に生じた保険事故による損害等 に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前 に、保険契約者は、継続契約の初回保険料を当会社に払い込ま なければなりません。

144

第10条(継続契約の解除-初回保険料不払の場合)

- (1)当会社は、継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、継続契約の初回保険料の払込みがない場合には、継続契約を解除することができます。
- (2)(1)の規定は、保険料を分割して払い込む場合に継続契約に付 帯された特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用さ れます。
- (3)(1)の解除は、保険契約者に対する書面またはインターネット等を媒介とした通信手段による通知をもって行います。この場合の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第11条(継続契約に適用される制度・料率等)

- (1)この保険契約に適用した制度・料率等(注)が改定された場合には、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、制度・料率等(注)が改定された日以降第7条(保険契約の継続)(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等(注)を変更します。
 - (注)普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保 険料率等をいいます。
- (2)(1)の規定により第8条(継続契約の保険料および払込方法)から第10条(継続契約の解除-初回保険料不払の場合)までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。

第12条(継続契約に適用される特約)

この保険契約が第7条(保険契約の継続)(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第13条(継続契約の告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、第7条(保険契約の継続)(1) および(4) の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項(注) に変更があったときは、書面等により、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
 - (注)継続前契約の告知事項について、普通保険約款第2章基本 条項第3条(告知義務)(3)③の規定による訂正に基づく変更 があった場合は、その変更後の内容をいいます。
- (2) 当会社は、保険契約継続の際、保険契約者または被保険者が、 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げ なかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約 者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除するこ とができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が、保険契約継続の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面等により訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約継続の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を継続していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った 時から1か月を経過した場合またはその継続契約の締結時か ら2年を経過した場合
 - (注)当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を 告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事 実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4)(2)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第2章基本条項第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した保険事故については適用しません。

第14条(死亡保険金受取人)

この保険契約における死亡保険金受取人は、普通保険約款またはこれに付帯された特約の死亡保険金受取人の変更の規定にかかわらず、被保険者の法定相続人とします。

第15条(当会社への通知)

第2条(保険契約の申込み)のほか、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者は、契約内容の変更等の意思表示および当会社が普通保険約款等で求める書面の提出について、電話またはインターネット等を媒介とした通信手段により通知することにより行うことができます。ただし、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めた通信手段(当会社のウェブサイト等の画面上に明示したものを含みます。)に限ります。

第16条(当会社による通知)

当会社は、普通保険約款等において書面による通知を行うこととしている場合でも、インターネット等を媒介とした通信手段により通知することをもって、書面による通知に代えることができます。

第17条(普通保険約款の読み替え)

- (1)この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第4条(保険契約者の住所変更)の規定中「住所または通知 先」とあるのは「住所、通知先または電子メールアドレス」
 - ② 第22条(契約内容の登録)の規定中「保険契約締結の際」と あるのは「保険契約締結および継続の際」
- (2)当会社は、保険契約申込書、告知書、保険証券等、引受承諾書または継続通知書等について、それぞれの書類の内容を当会社のウェブサイト等の画面上に表示することをもって、各書類の発行に代える場合があります。
- (3)(2)の場合、普通保険約款等におけるそれぞれの書類の記載事項にかかる規定は、画面に表示された内容と読み替えて適用します。

第18条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかに該当する場合には、普通保険約款第2章基本条項第24条(訴訟の提起)の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

- ① 日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である 場合
- ② 日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合

保険証券等の発行に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	定義
普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他 の特約をいいます。
保険証券等	保険契約締結時に発行する保険証券のほか、保険契約継続証もしくはこれに代わる書面、および契約内容変更時 に発行する書面をいいます。

第2条(特約の適用)

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険証券等を 発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第3条(保険証券等の発行)

- (1) 当会社は、この特約により、保険証券等を発行しません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、書面、電話または情報 処理機器等の通信手段により、当会社に直接通知を行い、この 保険契約の保険証券等の発行を請求することができるものとし ます。ただし、この保険契約の保険期間中に限ります。
- (3) 当会社は、(2) の規定によりこの保険契約の保険証券等を発行する場合には、必要な費用として、所定の保険料を保険契約者に請求することができるものとします。

第4条(保険証券等に書かれている事項の読み替え)

当会社は、この特約により、この保険契約の普通保険約款等において、保険証券等に書かれた事項として規定される事項については、当会社のウェブサイト上で掲示された事項と読み替えて適用するものとします。

第5条(保険金の請求書類)

当会社は、この保険契約の普通保険約款等において、保険金の請求 に際して保険証券等を提出することについての規定があっても、その 規定を適用しません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

電子情報処理機器による 契約に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	定義
電子情報処理機器	パーソナルコンピュータおよびインターネット等に接続可能で情報処理ができる携帯電話端末機等の、双方向において連絡および確認等ができ、電磁的方法による記録が可能な機器をいいます。
普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他 の特約をいいます。
保険契約者	保険契約者および当該保険契約を申し込もうとしている 者をいいます。
保険証券等	保険契約時に発行する保険証券または保険契約継続証 もしくはこれに代わる書面、および契約内容変更時に発 行する書面をいいます。

第2条(保険契約の締結)

保険契約者から、電子情報処理機器を用いて、当会社所定の方法により、保険契約の申込みがあり、かつ、当会社がこれを承諾した場合には、この特約を締結します。

第3条(保険契約の申込手続き)

電子情報処理機器による保険契約の申込みは、次の手続きにより取り扱うものとします。

- ① 当会社は、電子情報処理機器を用いたインターネット等を媒介とした電磁的方法により、保険契約の申込みの際に確認する契約情報に関する電子書面および保険契約の申込内容を入力する画面を保険契約者へ表示します。
- ② 保険契約者は、電磁的方法により、保険契約の申込内容を入力する画面に申込みに係る必要な情報を入力し、当会社へ送信するものとします。
- ③ 当会社は、②で保険契約者より送信されたものの受信をもって、 保険契約の申込みの意思があったものとして取り扱います。この場合、当会社は、電磁的方法により、保険契約の申込みを受け付けた 旨を保険契約者へ送信します。
- ④ 当会社は、保険契約の申込みの諾否については、電磁的方法によって通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合にはその他の方法を用いる場合があります。また、保険契約の申込みを承諾した場合には、保険証券等を発行して承諾の通知に代えることがあります。
- ⑤ 携帯電話端末機を用いた保険契約の申込みを行う場合、保険契約者より当会社所定の書面の提出を求めることができます。

第4条(告知の手続き)

電子情報処理機器による保険契約の申込みを行う場合には、普通 保険約款等の定めにかかわらず、告知について、次のとおり取り扱 います。

- ① 保険契約の締結の際、当会社は告知事項を電磁的方法によって表示します。
- ② 保険契約者または被保険者は、電磁的方法により、告知事項を 入力する画面に告知に係る必要な情報を入力し、当会社へ送信す るものとします。
- ③ 当会社は、②で保険契約者または被保険者より送信されたものの受信をもって、告知があったものとして取り扱います。

第5条(当会社への通知)

第3条(保険契約の申込手続き)および前条のほか、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者は、契約内容の変更等の意思表示および当会社が普通保険約款等で求める書面の提出について、電磁的方法により行うことができます。ただし、当会社が電磁的方法によって行うことが可能な事項として当会社のウェブサイト等の画面上に明示したものに限ります。

第6条(当会社による通知)

当会社は、普通保険約款等において書面による通知を行うこととしている場合でも、電磁的方法によって通知することをもって、書面による通知に代えることができます。

第7条(電子メールアドレスの変更)

- (1)保険契約者が第3条(保険契約の申込手続き)②の規定により入力した電子メールアドレスを変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1) の規定による通知をしなかった場合において、 当会社が保険契約者の電子メールアドレスを確認できなかった ときは、当会社の知った最終の電子メールアドレスに発した通知 は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者 に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消しまたは 解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第8条(普通保険約款等の読み替え)

- (1) 当会社は、保険契約申込書、告知書、保険証券等、引受承諾書または継続通知書等について、それぞれの書類の内容を当会社のウェブサイト等の画面上に表示することをもって、各書類の発行に代える場合があります。
- (2)(1)の場合、普通保険約款等におけるそれぞれの書類の記載事項にかかる規定は、画面に表示された内容と読み替えて適用します。

第9条(電磁的方法)

この特約における「電磁的方法」とは、次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

- ① 当会社から保険契約者または被保険者に対して通知等(注1)を 行う場合
 - ア.当会社の使用に係る電子情報処理機器と保険契約者または被保険者の使用に係る電子情報処理機器とを接続する電気通信回線を通じて通知等(注1)を行うべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に記録する方法
 - イ.当会社の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に記録された通知等(注1)を行うべき事項を、電気通信回線を通じて保険契約者または被保険者の閲覧に供し、保険契約者または被保険者の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
 - ウ.保険契約者または被保険者ファイル(注2)に記録された通知等 (注1)を行うべき事項を、電気通信回線を通じて保険契約者また は被保険者の閲覧に供する方法
 - エ. 当会社の閲覧ファイル(注3)に記録された内容中、通知等(注1)を行うべき事項を、電気通信回線を通じて保険契約者または被保険者の閲覧に供する方法
- ② 保険契約者または被保険者から当会社に対して通知等(注1)を 行う場合
 - ア.保険契約者または被保険者ファイル(注2)に、保険契約者または被保険者が通知等(注1)を行うべき事項を記録する方法
 - イ.保険契約者または被保険者の使用に係る電子情報処理機器の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者または被保険者がその使用に係る電子情報処理機器を用いて送信する方法
- (注1)通知、表示または意思表示をいいます。
- (注2)当会社の使用に係る電子情報処理機器に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者または被保険者の用に供せられるファイルをいいます。
- (注3)当会社の使用に係る電子情報処理機器に備えられたファイルで、同時に複数の保険契約者または被保険者の閲覧に供するため 通知等(注1)を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。

第10条(死亡保険金受取人)

この保険契約における死亡保険金受取人は、普通保険約款またはこれに付帯された特約の死亡保険金受取人の変更の規定にかかわらず、被保険者の法定相続人とします。

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条(独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険契約上の規定に基づく通知の受領
- ⑥ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑦ 保険契約に係る変更承認書の発行および交付または保険証券 に対する裏書等
- ⑧ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑨ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保 険金請求に関する書類等の受領
- ⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ① その他①から⑩までの事務または業務に付随する事項

第4条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料クレジットカード払特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一時払保険料	保険料を一括して払い込む場合の一時払保険料をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードまたは国際ブランド デビットカードをいいます。
追加保険料	普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定 により、当会社が請求する追加保険料をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込む ものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
保険料	一時払保険料、初回分割保険料または追加保険料をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者である場合で、かつ、保険契約者が保険料をクレジットカードによって払い込むことを当会社が承認したときに適用されます。

第3条(保険料の払込み)

- (1)保険契約者は、この特約により、クレジットカードによって保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者から、保険料のクレジットカードによる払込みの申出があった場合は、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行います。
- (3) 当会社は、(2) の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条(保険料領収前の事故)

- (1) 前条の規定により、当会社がクレジットカードによる保険料の払 込みを承認した時(注) 以後、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故による損害等の取扱いに関する規定を適用しません。
 - (注)保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した 時とします。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 - ① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、その保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第5条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の 取扱い)

- (1)前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、 保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合に おいて、保険契約者が、カード会社に対してこの保険契約にかか わる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支 払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものと します。
- (2)保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、前条(1)の規定を適用します。

第6条(直接請求保険料不払の場合の取扱い)

- (1)保険契約者が、前条(2)の保険料の払込みを怠った場合は、当会 社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契 約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3)(1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第7条(保険料の返還の特則)

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、第5条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、または保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定は適用しません。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH204-279 2023.04 Ref.363439